

第9回西成特区構想有識者座談会 議事録

日 時 平成24年8月17日（金）午後6時00分～午後9時15分

場 所 西成区役所 4階会議室

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。

本日は大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速第9回の西成特区構想有識者座談会を始めてまいりたいと思います。

それでは、座長の鈴木先生、よろしくお願いいたします。

○鈴木座長 ありがとうございます。毎回、もうこのところ、連続的にやっておりますけれども、今日の座談会のテーマは生活保護の問題、それから、第2のセーフティネットの活用、そして、福祉施設など書いてありますが、福祉施設やいろいろな支援をしているその施設、組織のそういう社会的資源のあり方についてということで、今日も盛りだくさんのテーマではございますけれども、議論をしてまいりたいというふうに思っております。

本日はゲストの方を御三方お呼びしております。

それでは、山田部長のほうから。

○山田（幸）さん 大阪自彊館ということで、明治45年から交流の続いております。今年の6月で100年を経過した、福祉の関係で100年というのは、うちだけじゃなくて、まだまだいっぱいあるんですけれども、生活保護ということについていえば、一番古いほうになるかもしれません。その中の、救護施設の三徳寮の施設長というものに

本日はちょっと拙い説明になるかもわかりませんが、よろしくお願いいたしますと思っております。

○鈴木座長 よろしくお願ひします。

じゃ、山田さんのほうから、お願ひします。

○山田（尚）さん 皆さん、こんばんは。NPO法人、サポーターズハウス連絡協議会で代表をしております山田尚実と申します。萩之茶屋1丁目でサポーターズハウスのメゾンドヴェューコスモというところのオーナーをしております。今日は、生活保護に関してということで、いろいろなサポーターズハウスの実際やっている内容、それから、課題とか問

題、そういうことについてお話しさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、西口さんのほうもお願いいたします。

○西口さん こんばんは。私、今日はオブザーバーと呼ばれました西口と申します。サポーターハウスおはなの代表をしております。あと、サポーターハウスというのは、もともと簡易宿所でした。簡易宿所の組合、あと、まちづくりのネットワーク等でいろいろ話を進めてきて、サポーターハウスって生まれたということで、オブザーバーと呼ばれました。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、あとはいつものメンバーでございますけれども、私のほうから、簡単にだけ。

私の右手から、原委員でいらっしゃいます。それから、織田委員、ありむら委員、水内副座長、松村委員、寺川委員、福原委員でございますので、どうぞ、本日よろしくお願いいたします。

本日の話でございますけれども、ちょっと、今回、長いので前半、後半くらいに分けてお話をしようと思っております。

まず、前半は生活保護と第2のセーフティネットのお話で原委員と水内委員にお話をいただきまして、その後、30分くらいディスカッションをしたいと思います。その後、5分くらいちょっと休憩を挟みまして、福祉施設、あるいは、社会的資源の活用をどうしていくかという問題について後半をしたいと。そこで、山田部長、山田尚実さん、西口さんに補足いただいて、それから、織田委員にも補足いただいて、私もちょっと発表をいたしまして、それから、全体でまた、1時間はないと思いますけれども、四、五十分、全体の議論をしたいというふうに考えております。

それでは、早速でございますけれども、まず、初めに生活保護と在宅福祉ということで、原委員のほうから、ご報告をお願いいたします。

○原委員 原です。よろしくお願いいたします。パワーポイントは使いませんので、配付資料でご説明をいたします。

まず、生活保護について、改めて西成区の特徴、現状はどうかを認識しておく必要があると思います。

数でいいますと、更生相談所、ここはあいりん地域の住居のない人を対象にした機関で

すけれども、それと西成福祉、その両方をあわせて、だいたい2万7,000世帯、3万人ほど、生活保護を受けておられる方がいます。

西成福祉は、大阪市全体と比べると、高齢者の割合が高いのが特徴です。円グラフを見ても、一番左が西成福祉、右端が大阪市全体のグラフですが、高齢者世帯の比率が西成福祉の場合は58%と、かなり高い。

それに加えて、傷病、障がいの世帯を含めると80%以上になります。この範囲は、就労して自立するのが基本的に難しい世帯であるということですね。働いて何とかしましょうというのは、せいぜい、母子世帯とその他世帯をあわせて2割弱程度しかないことになります。

率直に申し上げますと、新区長が生活保護受給者を2～3年で半減させると新聞インタビューでもおっしゃっていたんですけども、そういう方法はあるのかなと。無理なことを考えるより、現状を率直に認識して対処していくほうが重要ではないかと思うわけです。

下の帯グラフは、以前の就労の回にも少し出しましたが、受給者の年齢と、単身かどうか、性別はどうかをグラフ化したものです。西成区の場合、圧倒的に高齢の人、かつ単身の男性が多いですね。65歳以上で55%くらいになるし、その下の高齢に該当しない50代や60代前半の人たちが相当おるわけです。

若い層が生活保護に流入してきているというイメージがある。従来に比べれば目立つのでしょうけれど、現実の数字的には生活保護を受けている若い人は、そんなにたくさんいるわけじゃない。圧倒的に高齢、単身、男性というウエートが高いということです。

その次のページにいきます。数字とは別に、生活保護そのものをどうとらえるかということ。生活保護の受給者が増えて、社会の負担だというイメージが非常に強く、各種メディアでも取り上げられたりしていますが、財源のことをきちっと認識しておく必要があると思うんです。

大阪市の生活保護費が今年度予算でだいたい3,000億円。これは大きな金額です。大きな金額には違いないんですが、生活保護費の4分の3は国の負担です。大阪市の負担は4分の1です。政令市だから4分の1で、政令市以外だと大阪府と市町村で半々になります。それで大阪市の場合、4分の1だと750億円になりますが、これをまるまる大阪市の負担しているのかというと、そうではないんですね。地方交付税という制度があります。地方交付税は国から各地方自治体にお金を渡していきます。「基準財政需要額」という言い方をしますが、それぞれの自治体の人口とか、経済状態とか、道路や学校の数とか、いろん

な要素をもとに計算をしていきます。その計算をするときに、生活保護の人がどれくらいいるかということが、それぞれの自治体に渡す地方交付税の金額を積み上げる基礎に入っているわけです。算定基礎というのに入ります。

でもって、原則的には、大阪市の負担する4分の1の分も、この地方交付税で穴埋めされるはずなんです。ただ現実には、全部は穴埋めされていません。そこにはいろんな要素がありまして、いろいろ言っても大阪市は大都市ですから、法人市民税等の税収がけっこうあるという要因もありまして、全部はカバーされていないです。市の持ち出しが年間に150億円くらいです。本来なら750億円が交付税で来るべきところが、150億円ほど足りないというのが実際ですね。

だから、結局のところ、大阪市の実質負担は、3,000億円のうち150億円ほど、つまり5%くらいです。西成区の保護費がおよそ600億円なんですけど、これも、考え方として95%くらいは国費が来ていると考えたらいいわけです。

国家財政という意味では、確かに生活保護がどんどん膨張していくと負担であるというのは、そうに違いないんですけども、ローカルで見るとどうか。大阪市とか西成区で見たらどうかというと、5%の負担で95%分の国費が投入されている。しかも、そのほとんどは消費に回ります。ため込む人は基本的にいない。そういう意味で地域経済の維持に役立っているという見方もできるわけですね。だから、生活保護が増えることを地域にとって財政負担だというふうにとらえるのは、一面的すぎるんじゃないか。

それに関連して、生活保護費が西成区で600億円ほどかかっている、西成区の税収は100億円ほどしかないというふうな、保護費支出と税収を比べる報道が時々見られますけども、これはおかしいですね。財源は国から来る分がありますから、市税収入と直接比べたら、まったくおかしい議論になってしまいます。このへんをきちっと理解をした上で、生活保護の問題をとらえるべきだと思うわけです。

次に、保護の実施体制。ここに表を載せていますのは、西成区の生活保護部門の体制です。8月1日時点の人数を、西成区の方に手直しもしてもらって、正しいものを出していただいています。細かいことはまあいいんですけども、役所としては膨大な部隊です。問題は、その下に書いてある配置基準なんですよね。大阪市のケースワーカーの配置基準は、一般世帯が70対1。70対1というのは、保護を受けている世帯70人につきケースワーカーを1人配置するということです。高齢者世帯の場合は380対1という配置基準です。西成区では、この基準より高齢者のほうに少し手厚くなっていて、350対1くらいの実質

配置です。

けれども、厚生労働省が示している標準的な配置基準は、一般とか高齢とか区分けしないで80対1です。大都市ではそういう配置基準です。昔は、これが強制力のある国の配置基準だったんですが、地方分権のときに、国と地方が対等の関係ということになって、ケースワーカー配置に強制力がなくなった。技術的な基準としては国が示しているけれども、自治体それぞれに配置基準を変えることが可能になったんです。その時点で、大阪市では高齢世帯は380対1という基準にした。非常に極端なやり方で、ほかの自治体では、そういう大胆なやり方はとってません。

大阪市の配置基準はどういう意味なのか。区役所から補足説明があったらやっていただいても結構ですが、私の理解としては、高齢者世帯は基本的に保護を脱却することは無理だという発想なんだと思います。年金も少ない方が大半なので、保護から抜け出せない。そういう人にケースワークをしてもあまり意味がないと考えている。イメージの悪い言い方ですけど、高齢者はほっておくという考え方に立ってるんだと思います。

はっきり言いまして、380対1というのは、1日に1世帯回っても、1年で回り切れない。別に訪問嘱託の方はいるにしても、ケースワーカーは顔どころか名前も覚えられないですね。自分の担当している保護世帯の方は誰なのか、ちゃんと把握するシステムとは言えない。把握も支援も、この配置基準では難しいだろうと思います。

ただ、大阪市は、それでいいという考え方に立っているみたいで、7月20日に生活保護改革に関する提案を出されてますが、そこでは、現状では高齢者はケースワーカーの支援がついた経済給付だから、保護を受けてない人より手厚い支援体制だと言う。ワーカーが直接支援しなくても、介護保険その他の整備が進んでいるんで、高齢者を支えることはできるという認識を示しています。でもって、高齢者の生活保護はもう経済給付だけでいいんだ、ケースワーカーの支援は要らないんだと主張しています。医療や介護のサービスは相応の負担をしてもらおうとも書いている。どうやって負担をもらうのか、よくわからないですけど、純粋な経済給付にしたらいという提案をされてます。

やっぱり、先ほどの考え方の延長線上なんですね。

私の見方としては、生活保護の高齢者に支援が要らないのか、お金以外のことが要らないのかということ、かなり疑問があります。特に、西成区の場合は単身の高齢者が多いですから、それでいいのかという疑問があるんですね。

次のページにいきます。高齢者をめぐる現実の課題はどういうことがあるか。まず人数

ですね。65歳以上の生活保護受給者が1万6,000人くらい。この数字は市更相を含めています。そのうち介護を受けているのは4,200人くらいですね。これは要支援まで含めた人数で、在宅が多いです。施設入所はそんなにたくさんいません。そこで、まず言えることは、高齢者だからといって、介護保険の給付を受けている人は多くないということですね。ほかに入院とか施設入所の人がいることを見積もっても、介護の対象になってない人が1万人くらいいるでしょう。もちろん、この1万人の中に外来受診している人や障がいのある人いますが、日常ある程度動ける人が相当な数います。これは65歳以上的人数で、実は、大阪市は65歳以上を高齢者世帯の線引きにしてなくて、60歳以上を運用上、高齢者世帯扱いにしています。就労支援の対象にしないという扱いをしているので、そこまで含めると、どっと人数がふえます。

相当な人数になるわけですが、西成区に特有とまでは言いませんが、特徴な問題がいくつかあります。まず日常生活の問題です。何が必要かという、1つは見守りです。一人ひとり、単独で住んでることが多いですから、見守りの支援がある。それから日常生活の支援。これは人によりますが、ごみの出し方をちゃんとアドバイスしないといけないとか、いろんな手続きの仕方がわからないとかありますね。ほかに、金銭管理を手伝ってあげないとお金を使い果たしてしまう人がいる。薬の飲み方の支援も必要です。それから、病気になったら、どこの医療機関にかかったらいいかを教える、あるいは連れて行ってあげないといけない。そして、入院したときに、見舞いの人が来るかどうかというのはずいぶん違うわけですね、本人の精神面でも。ほかの患者との差別感というか、ほかの患者には見舞いが来ていて、自分には来てないと、寂しいとか、闘病意欲にもかかわってきます。さらには亡くなったときの葬送支援。こういったことは今のところ、サポーターハウスとか、釜ヶ崎支援機構の福祉部門とか、介護事業者なんかがやっていますが、今、説明した内容は高齢者介護のサービスでもなければ、障害者自立支援法のサービスでもありません。そんな制度に乗っていないことを無料サービスでやってる、やらざるを得ないからやっているという状況があるわけです。

言ってみれば人間サポートというか、生活サポートというか、そういったものを、もうちょっと事業にできないかというのが第1の問題意識です。それをやることによって、いろんなトラブルとか、生活破綻を防げますし、貧困ビジネスも抑えることができる。あと大きいのは、手っ取り早く入院させれば手はかからないんですけども、お金がべらぼうにかかる。在宅福祉をきちっと手厚くやることは、入院の抑制につながりますので、これ

はコスト面ではむしろプラスだと考えていいだろう。もう1つ言うと、そういう作業の一部は当事者、生活保護を受けている人たちが間接的な支援をすることもできます。

次に社会的自立です。そういう日常生活の問題とは別に、孤立してしまう、あるいは時間をもてあましてしまうことはよくないですね。寂しいからアルコールに走る、暇つぶしにパチンコをする、ギャンブルも合法的なものから違法なものまで、いろいろ走ってしまう。1人寂しく亡くなってしまう。そういうものを防ぐには孤立を防ぐことが大事です。そして暇があり過ぎるのはよろしくないだろう。居場所づくりとか、仲間づくり、生きがいづくりをどうやっていくかが、とても重要だと思います。詳しく説明しませんが、さつきつつじ会というグループがありまして、次のページに資料をつけています。ホームページを読むだけでもわかりやすいです。野宿経験のある生活保護受給者が仲間づくりをして、生活を支え合っていくということから、このグループはスタートをして、いろんなことをやって、介護事業とか、任意後見の事業も介護保険のこともやってるんですけど、こういう仲間づくり的なことで当事者の支え合いをしている。当事者だけではなかなか難しいんですが、こういう活動をしているグループがあるわけです。居宅の人の仲間はここだけではなく、ほかにもあります。それから、福祉マンションの陽だまりというところの入居者が、西成区民ホールの催しがあるときの設営とか、後片づけを500円くらいですかね、ちょっとした有償ボランティアで手伝っています。保育園の草引きも手伝っている。これは自主的というか、やりたい方に手を挙げてもらって、参加する。双方喜ばれています。区民ホールは、従来は区の職員の方が休日出勤手当をもらってやっていたらしいですから、そういう公費の部分を生活保護の人に回して、若干のお金だけでやっているんです。

こういうことをやれば、コーディネーターは必要なんですけど、当事者の社会活動になって、地域に役立っていくだろう。中間的就労という形でもいいし、社会貢献活動という位置づけでもいい。両方あっていいと思いますが、そういうものをつくっていくことが大事だと思います。

コーディネーターは、どうしても必要だと思うんですが、お金がどれくらいかかるか、20人あたり1人くらいつけたらどうなるかを計算してみます。それなりに手厚い配置だと思いますけど、1万人を対象にしたら、500人配置して、年200万円と仮定する。それだけが収入源だとワーキングプアですけど、まあ単純計算して、10億円くらいです。べらぼうな金額ではない。それを市の費用だけでやる必要があるかということそうではない。国の事業がいろいろ使えるだろう。

次に挙げているのが、まず自立支援プログラムという制度です。生活保護法には自立支援プログラムというのが2005年からできています。生活扶助とは別に、つまり最低生活の維持とは別に、よりよい生活を送ってもらうための事業を自治体がプランをつくって、厚労省に申請して認められれば、国が100%のお金を出して進めますということで行われています。大阪市は就労支援とか、就労意欲喚起のを中心にしてやっていて、ほかのことは大してやっていません。経済的自立に偏っていると思います。自立支援プログラムはそれだけじゃなくて、日常生活自立とか、社会生活自立にも使えます。

だから、先ほどのような活動とか支援をNPOとか、社会福祉法人、あるいは企業なんかに委託してやっていくことは、自立支援プログラムの形でも可能だということですね。メニューの例をいくつか挙げてます。ちょっと時間がないので、詳しく説明しませんが、今の言ったようなことに当てはまるようなメニューも挙がってます。それから、生活支援戦略というものの中間まとめが最近出ていまして、来年度から、新しいメニューも出てくるでしょう。この辺を十分活用していったら、いろんなことができると思います。

最後に、住宅扶助の問題、住宅扶助の大きな問題は何か。とりあえず単身者のデータだけグラフにしましたけれど、単身者の住宅扶助の上限は大阪市内の場合、月に4万2,000円なんです。そこに扶助額の分布が張りついてます。大半が4万2,000円です。若干低いものもありますけど。2畳の部屋でも6畳の部屋でも、いろんなケアがついていても、ついていなくても、4万2,000円というふうな状況が大部分にある。ちょっと問題ではなからうか。広さとか、設備に見合った住宅扶助の上限にすべきではないか。

サポーターハウスのお話はこのあと、いろいろとされると思いますが、そういうところってというのは、この住宅扶助の中から、いろんなケアとかサポートの費用を出してられるわけです。そうじゃなくて、ケア付き住宅の基準を設けて、純粋な住宅扶助の部分と、ケア・人的なサポートの部分に分けて、サポートはサポートの費用として、ちゃんと費用を出したほうがいいんじゃないか。そのあたりの方法を工夫する。技術的に制度上どうやるかは議論が必要です。今日の読売新聞には、住宅扶助を厚労省が現物給付にするという記事が出ていました。現物給付という表現はちょっと変で、たぶん家主への直接払いという意味のようですが、直接払い方式に原則変えていこうという話が出てました。そういう形にしても同じことだと思います。サポートはサポートとして、しっかり手当てをすることが、いずれにしても必要だと思うわけです。

私の報告は、以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

いろいろこれから議論をしたいと思いますが、とりあえず、もう一つのご報告をいただいて、それから議論に入りたいと思います。

それでは、水内先生のほうからご報告をお願いします。

○水内副座長 大阪市大の水内です。資料はちょっと、飛びまして、かなり飛ぶんですが、第1と第2のセーフティネットの多層のあり方というレジュメが今のご発表から何枚くらいですかね、10ページくらい、生活支援戦略、厚労省のパワーポイントがありまして、その後に第1と第2のセーフティネットの多層のあり方ってございますので、ここから説明をさせていただきたいと思います。

今日のお話は、後半部分が生活保護施設、サポーターハウスという形でお話が進んでいきます。ある種、第1のセーフティネットという、生活保護というのをベースにしたさまざまな生活の支援の工夫というのが述べられるかと思いますが、なかなか、この第1のセーフティネットを、今、議論は国が全体でもそうなんですけれども、第1のセーフティネットになるべく落ちないような工夫がないのかということがずっと議論されております。

論点の1つは、臣永区長が生活保護を半減するというような言い方を変えると、この生活保護に新たに流入する人をどう減らすかといったら、どういうふうにその人の適性に合った形で次の選択肢を選ぶかというときに、結果として生活保護の新規受給者を半減することが可能になるかもしれませんが、ボリュームとしては半減するのは物すごく難しい。すごくたくさん方々がおられますから、入ってくる人にどれだけ選択肢を用意して、その人の生活の意欲とか、いろんな意識に合った形でどうセーフティネットを使っていたかという議論でやるならば、僕は、そういう努力を、生活保護と違う道もあるだろうと、それをどのようにこの特区会議の中でも、座談会の中でもそういう可能性を見出していくかということが一つのポイントであると思います。それが、今日の第2のセーフティネットということで、ちょっと、全国の取り組みみたいなものが、西成に應用できるかということをまず紹介させていただきます。しかし、量的には、第1のセーフティネットで受けている部分が多くて、ここで、安定的に生活されているという言い方はちょっと語弊がありますが、ゆっくりと暮らしてられるのも、たくさんおられるという1つが生活保護施設であり、サポーターハウスであるというふうな考え方で整理させていただきたいというふうに思っております。

なので、生活保護の考え方というのは難しいんですが、今、現に何人おるかって、すご

い分厚いストックの部分と、何人入ってくるかというフローの部分というのを分けて考えないと、かなり混乱した議論になるんじゃないかなというふうに思っております。

その入ってくるフローの部分で、いろんな選択肢を設けることによって、という議論が今盛んに行われているというふうに僕は理解していますし、そのほうが正しいんじゃないかと思っています。

ところが、僕の資料で2にいけますが、よく見かける第2のセーフティネットの模式図を載せています。鈴木座長がお配りした生活支援戦略でも、そのトップのところ、載ってるわけですが、今の論点はいかに第3のネットという、最後のセーフティネットの生活保護に行く手前でどんな工夫をするかという話があります。この2の図だけ見ていただければいいんですけれども、この第1のネットがかなりしんどい状況になり、特に、国民年金のほうのしんどさというのが顕著にあらわれているわけですが、じゃ、第2のネットですらで、そんなしんどい層の方を第3に提供できるかということが1つの鍵になっているというふうに考えています。

この2の資料ではパーソナルサポートというのが、この2層目に入っておりますので、じゃ、これ何なのという話をちょっと、説明させていただきたいと思います。

次、めくっていただきまして、シートの3というところに入りますけれども、3、4、5、6、7というのは、私が去年厚生労働省の調査でさせていただいたパーソナルサポート事業、全国で24カ所ありますが、それが、次の5というところで、縦長の表になっておりますけれども、これだけ全部、訪問させていただいて、一体、第2のセーフティネットというのが、どんなに機能しているかというのを調べさせていただきました。

3のシートはカラーではないので、ちょっとわかりにくいんですけれども、あいらん地域をもし想定するならば、あるいは、西成区でも、別にこれは構わないんですけれども、今、下の層にある第3のセーフティネットの生活保護に至る前に、まず、その1個上にちょっと小さい層があります。これがパーソナルサポートセンターという第2のセーフティネットの網になるんですけれども、これをどういう形で活かすかという模式図になっております。この1枚が入ることによって、福祉事務所から流れてくる図とか、前さばきのアセスメントって、いろんな窓口で今、就労が困難である、あるいは福祉でもなかなかうまくいかない。あるいは本人が出てこないけれども、アウトリーチすれば、ちょっと相談乗ってくる方がおられるというのを、今まではなかなかこれをどこで受けるかというところ、直接福祉事務所で受けざるを得ないというところで、選択肢としては生活保護か就労しなさいよ

という形で動かざるを得ませんでした。しかしこの1枚を入れることによって、まず、ここで仕分けをして生活支援に向いているのか、直ちに就労をつけるのかとか、いろんなその人の属性に合わせて丁寧に支援をして、認定機関と書いておきますけれども、あるいは中間ハウジングとありますけれども、家がない場合には、しばらく、このシェルターというか、中間ハウジングというところに1カ月くらい住んでみるという形で見きわめをして、認定機関を通じて、福祉事務所で、この人はやっぱり生活保護でいってもらおうか、就労と生活支援、生活保護を半々でやってみようかとか、ちょっとした雇用で、最低賃金にも達しないかもしれないけれども、働くことをはさんでいこうというような訓練をしようかということで、企業とか、ハローワークさんにつないでいくという、これは、かなり丁寧な作業がこのパーソナルサポートになっております。丁寧ということは時間もかかりますので、先ほど原さんの方からありました伴走型支援というか、寄り添い支援というのが言われるというようなのが支援の実態となっております。

じゃ、どう動いているのかということ、その4のほうに見ていただきたいんですけども、現実、どんな方が一体、利用しに来られているのかということの模式図をつくってみたくてですけれども。

4つ箱があって、ちょっと、左上、左下、右下を見ていただきたいんですけど、若年層、壮年層、高齢層、分かれておるんですけども、さまざまな方が来られます。基本的に外枠で囲っているのは失業者、あるいは就労・就職困難層の方が、このパーソナルサポート事業の1つのターゲットです。要するに仕事をどうつないでいくかということ、仕事で何とか生活復帰をしていただこうということが、このパーソナルサポートの本来の目的でしたので失業者、就職困難層という形になります。しかし実は、ふたをあけてみると、ニート、引きこもり、あるいは債務者、障がい、疾患を抱えているのだけれど、手帳がない。路上生活者、居所不安定者、それから、生活保護受給者になろうであるような方々が、対象者が、本来なるべき方が来るといような状況で、多様な生活困難を抱えた方が来られています。

これに対して、右側に生活と就労というのがあるんですけども、一般的には生活支援からまず入って、一般就労支援に持っていくというこの矢印の流れ、結構時間がかかります。早い人なら1週間でいいかもしれませんが、長い人なら1年かかるかもしれません。それから、じゃ、中間就労支援からちょっと、働いてみようかといって、1カ月、2カ月働いてもらって、一般就労に持っていくというやり方もあります。これも時間がかかります。

半年くらいかかります。じゃ、この人、一般就労いけるよという方は、さっといってもらおうという形で、これも、時間かかるかもしれません。1カ月、2カ月で、企業に就職したというのもあります。それから、その下の矢印、生活支援から、中間就労支援までしかいけないかなど、最終的に一般就労はやっぱりしんどいから中間的就労、加えながら生活保護、合わせ技でやっていこうか。こういうさまざまな生活支援をして、いきなり一般就労支援に行ける人もおられますけれども、取り組みも非常にさまざまにあります。先ほど、ケースワーカーは経済的支援のみというような話もございましたが、基本的にケースワーカーにここまで求めるのは非常に大変な仕事で、じゃ、これにかわる新しい職能集団を厚労省は今つくろうかという話をしております。一体、それはだれなのということで、伴走型支援士なんて言葉も出てきておりますが、パーソナルサポーターという言葉が今、はやっているところでございます。

こういう形で、今若年層だけ説明させていただきましたが、高齢層はこういう失業就労困難層という外枠が消えていますし、壮年層もニート・引きこもりというのは消えておりますけれども、やっぱり借金、病気、障がい、家がないという、この辺が非常に大きな要素となって、基本的にパーソナルサポートというのは就労支援と同時に、やればやるほど生活支援の度合いが強くなっていくというのが、一般的な経路となっております。

今、日本で、こういうモデル事業というのを平成22年度から5か所、そして平成23年度から19か所始めまして、今、全国で29か所ほどございます。僕がやった時点では24か所でした。全国、釧路から沖縄まで表にして並べております。詳しくは申しませんが、大阪も、釜ヶ崎支援機構、それから、大阪自彊館さんがパーソナルサポート事業をやっております、後でちょっと紹介させていただきます。箕面や吹田や豊中も活発なパーソナルサポートをやっております。

めくっていただいて6のシートでいきますけれども、このモデル事業というのは、基本的には就労にどう近づけていくかということをやりましたので、国のお金できております。内閣府のお金できておまして、基本的には、厚労省の労働系のほうが出します。受け皿は一旦府県、政令指定都市で受けるということで、この6の表は4つパターンを設けてありますけれども、右側書いてあるのが、受託元ですのでお金を直接まず受ける部署のことが書いてあります。左側は受けたNPOの系列を書いてあるんですけども、基本的にはやはり、就労支援系のNPOに県、政令指定都市の、商工労働系の部署がお金を出すという形で、これが全国11ケースございます。大阪府というのはどっちかというとうそい

う形が多いんですけれども、商工労働系で受けたお金が生活支援のほうに結局回っていくという形もあって、有名な釧路とか岩手の盛岡とかがそういう形で入っていきます。初めから、これはもう福祉でやっていきたいと思いますという形で、地方都市型ですけれども、野洲市とか、京丹後市なんていうのは、典型的なそういう形でやりますし、大阪市や福岡市はどっちかという、特化型で、路上生活者、あるいはもと日雇い労働者の単身者という形で、パーソナルサポートをしてみようと。横浜だけは、若者支援というので特化しております、青少年の引きこもりの方とか、そういう方を受ける子ども青少年局が、以前、前田先生がゲストで来られましたけれど、まさしくあの部局ですけれども、生活支援に回していくという、独自のやり方をしております。

こういう形で今モデル事業が、今、大阪では八尾と柏原が新たに参加しましたし、岡山や足立区や、香川、新潟でまた、ふえたりしておりますけれども、今年度いっぱいのもので、来年度以降ですが、これをどう広げていくかという議論を今やってる最中で、政局のこともかんがみて、これがどうなるかはわかりませんが、もし、動くとしたら、どんな形で動くのかという推計もさせていただきました。7のシートをごらんください。お金がどんだけかかるか、どんだけ人が要るかということ、ちょっと推計してみたんですけれども、これだけのデータがございまして、職員さんとか、全部、受託額も上げてあります。その推計した結果が8になります。8のシート見ていただきますと、今回の事業は20億円くらいの規模でモデル事業を内閣府が出しております、受託団体に直接流れた金がどうも13億円くらいです。そのほかの金、どこに動いたかに関しては、あえて触れません。21団体で249名の職員が雇用されておりますので、1団体当たり11.8人、ということは、ケースワーカーではなくて、今度は伴走型支援士のパーソナルサポーターというのは、1福祉事務所に12人くらいおるといようなそういう想定をさせていただいて、今までの福祉事務所ではないもので、何という形にするか、総合相談支援センターとか、今まで、厚労省さんのアイデアをやっておりますけれども、もう一つのこれ、確かにセーフティネットの窓口を統一してつくりたいという願望をあらわしています。大体、12人くらいのスタッフがおられるということで、今、全国で1,303の福祉事務所がありますので、このセンターも同じ比率で全国に振り分けてみようかということで、かなり大胆な推測をしたんですね。21団体、249という数字を1,303という福祉事務所の数で換算しますと、大体800億円規模の事業となり、1.5万人くらいのこういうパーソナルサポーターという方が必要じゃないかなという形になります。じゃ、一体、この1.5万人のパーソナルサポーターの

方が、何人の方を支援対象者とするかという、推計すると大体17万人くらいの支援対象者の数が試算されてきます。大体、今、路上生活の方が1万人、それから、毎年毎年、ホームレス状態で生活保護を受ける方が3.6万人くらいおられまして、大体ホームレス状況の人で、今、いろんな支援を受ける人が大体、4万人おるんですけども、その4倍から5倍くらいの生活困難就職支援の困難の方が、支援対象になるんじゃないかなということ、そういう意味では、生活保護という大きな枠に比べれば小さいですけども、この、割と、時間かけて、生活保護も使うんですけども、それ以外の第2のセーフティネットでやる方が大体これくらいおられるということなんですね。今、ホームレス支援団体が全国で何人支援しているかという、大体、1万5,000人くらいの支援をしているので、大体、民間ホームレス支援団体が今やっている規模の10倍くらいの規模の対象者が、こういうセーフティネットの最初の対象者になるんじゃないかなという感じがしています。支援者1人当たり、大体何人くらい対象とするか。先ほどケースワーカー80人という話が出てきましたけれども、大体、時間がかかるので、12人程度の伴走型支援というのが、お1人当たりあって、毎日付き添う方もおられれば、1カ月に一遍必ずハローワークに一緒に行こうよということもするというような形になります。結構、ケースワーカー、今、80世帯ですか全国で。であるとすれば、その6分の1の対象者になりますから、その分、濃い支援ができるはずだろうというようなことが今、推計されております。伴走型の生活自立、就労自立支援センター的な存在意義はあるんじゃないかなというふうに思っております。

西成特区的には、こういうのを、先手を打って国が動くのであれば、動けばいいんじゃないかな。ただ、この支援対象者が大変多いので、一体、何人くらい、もし、これが、国のお金とってきてやれるならできるんかということで、その下に、9で、釜ヶ崎支援機構さんが書かれた試案というのがあり、今日、沖野さんおられませんので、余り何も言うことがございませぬけれども、これも、図の右の下のほうに、生活支援室、生活総合相談窓口というあたりが、1つのパーソナルサポートという形に書かれております。これも、先ほども第2のセーフティネットの考え方とほぼ似ている、いろいろと対象者のアセスメントをして、いろいろと仕分けるということ、表現はよくないですが、選択肢を提示して、それぞれのところにつないでいく、求職者支援センターへつなぐ、あるいは、地域就労促進支援センターにつなぐという形にしつつ、それでも困難な方はさまざまな地域のネットワークを利用しながら、パーソナルサポートをしていこうというような感じのようです。沖野さんに率直に何人要るんですかと言ったら、「100人くらいか」と言っておられまして、

100人いうたら、結構な数やと思うんですけども、それくらいの規模感でやらないと、このパーソナルサポートの全国の事例からいうと、やっぱり100人規模のパーソナルサポートセンターが要るなということになります。この辺はそんなものほんまにできるんかという話になってくると、それは、箱ものじゃなくて、地域全体がパーソナルサポートの機能を持っていますから、そういうネットワーク型のパーソナルサポートをつくって行って、ここに国費を上手に投下していくというのは1つの考えどころかと思えます。

何度も言いますがけれども、あいりん地域のお金というのは、市の金はさっきも、原委員、言われてましたが、国の金が結構入ってまして、うまく国のお金を誘導してきて使っているということですので、これが市の税金どうのこうのというよりは、西成へ落ちてるといふ現実が、ほとんど評価されていない。原さんと同じことを言っていますが、国全体からいうと、非常にお金がかかり過ぎてるといふことにはなりますが大阪としては、これを国のお金を上手に使ってるんじゃないかなと、僕らなんかは思っています。これを活かさん手はないんじゃないか、それが西成特区じゃないかなというふうに思っております。

これが、第2のセーフティネットの、今の最新国の動き方にもし歩調を合わせるなら、こういうことを早目に手を打ったほうがいいんじゃないかなということ。国の生活支援戦略、これはちょっと、まだ、予断を許さないの、何とも言えませんが、座長が今日は用意されておりますので、後で、この辺の動きの最新情報も教えていただければありがたいなと思っております。

10からは、では、第1のセーフティネットはどれだけ頑張ってるかという、ちょっと、ほめ過ぎていますがけれども、これもまた、大阪の第1のセーフティネットといたら、非常に手厚いです。これも先ほど申しました生活保護法にのっとってやる施設でして、これも、国から金を使っておりますので、ある種、頼れる第1のセーフティネットが現実にあるということなんですね。

1の10というシートを見ていただければ、全国の救護施設、更生施設の定員の分布を見ていただければ、東京よりもはるかに大阪は生活保護施設が充実しているというふうに言えます。定員数、更生施設と合わせると、2,000を超えてるといふ分布を示しております。もう東京と比べると圧倒的に、東京はもう救護施設に関してはほとんど、23区では存在しません。大阪市の場合はこの救護施設のフル回転で使ったということになって、第1のセーフティネットとして、機能を発揮しているわけですね。

11のシート、タイトルを誤ってまして、これ、救護施設、更生施設以外のさまざまな

施設の定員の分布です、ごめんなさい。ちょっと、表現が悪いんですけども、法定外というのは、根拠とする法律がないんですね。要するに、生活保護法にのっとらなくて、しかし、生活支援をしていると、まさしくサポーターハウスというのが、それに当たります。この調査はちょっと古いので、もう今は現実、かなり変わってると思うんですけども、こうなってくると、東京というのは宿泊所というのが、すごくたくさん出てきて、大阪はどっちかいうと、法定外というか、いわゆる生活保護を使いながら、在宅にいる人に対していろんなサービスをやるような施設に近い、サービスをやるようなところが大阪は、これまた極めて多い。この一端が、今日は、後で紹介されるサポーターハウス、既に住宅扶助だけしかとれない中で、周りから見たらおせっかいともいわれるサービスをしてるわけなんですけれども、これもまた、充実してやっていただくことによって、その方が非常に、穏やかに過ごしていただくというシステムをつくっているというふうに考えていただいたらいいかと思います。

まったく反対にとられると、これが貧困ビジネスという表現になるんですけども、僕は社会ビジネスとして、これをちゃんと位置づけていきたいなというのは、多分、座長とその辺、かなり意見が一致しているというふうに思うんですけども、これが、無理解のために、せっかくのセーフティネットの上手な使い方が、ちゃんと理解されずに貧困ビジネスという形で言われてることに關しては、かなり僕も憤りを持っております。特に、国会議員さんでもこういう考え方の方がおられましたんで、かなり論陣を張って、貧困ビジネス規制の法律は今国会では成立しませんでした、いまだに、あそこはやくざかとか、何かそういうのが、もうずっとまかり通っているところがあり、すべてがすべて、きれいとは言いません。なかなか、この辺、グレーな部分あることは事実ですけども、こういうハウジングというのは、法律をかいくぐるというんじゃないですけども、うまくできないところを、それが法律に触れるかもしれないけれども、やっていくというあんばい感というのでやっておられます。西成区というのは、その辺をはがしてしまえば、みんなどこかで不適格になってしまって、じゃ、だれがするのという話に常に抵触していくので、これは次回の会議でも、その辺の話はもっとビビットに出てくる形にさせていただきますけれども、ということにしております。

法定外という言葉のイメージはよくないですけど、これは後で、詳しくサポーターハウスのほうで紹介いただき、ちょっと、ダブるんですけども全国の救護施設について、どんな役割をしていて、その中で大阪がどんな意味を持っているのかだけちょっと軽

くふれさせていただくので、12というシートから見ていただきたいと思います。

これは、全国183カ所救護施設がありまして、その統計になりますが、見ていただいたら、すごい数字なんです。入所者の入所期間の平均入所期間、実に15.7年ですね。毎年の入退所が1名、2名で、去年、全く動きがなかったなというようなところもございます。ですから、非常に、一旦入ってしまうと、出にくい、出にくいと違って、出られないという施設になっております。

その理由は何かという、何らかの障がいを抱えているという方が13を見ていただいたら、もう何らかの障がい、3つともかかっているという方で、80%くらいが何らかの障がいを抱えられているので、なかなか一般住宅に出るといっても難しいという方が、しかも、身内で引き取り手が無いという方を中心に全国は回しているというふうに見ていただければいいと思いますし、その次の14のシートのほうに移らせていただきますけれども、もうこれは、非常にビビットなことなんですけれども、どこから入ってくるかということ、もちろん、在宅から入ってこられる方もおられますけれども、やっぱり病院の出口なんです。行くところがないところに、精神の寛解された方のグループホームとかその辺で、本当は受けるところかもしれませんが、救護施設で受けてるという状況があり、これがまた、行き先がないということで、救護施設がもう詰まってしまうという現実が起こっております。

現実、15にありますように、救護施設は戦後からどんどんふえております。更生施設というのは、より軽い施設で、より復帰しやすい施設は失業がどんどん減ることによって、戦後の失業が減ることによって、もうぐっと減ってしまって、今、6大都市しかなくて、大阪も2カ所しかないという形になっています。実は更生施設というのは物すごく使いやすい施設なんですけれども、これはもう本当に、全国で減って、それがホームレス自立支援センターに代替されているという事実もございます。

規模感ですけれども、16のシートにありますように表4を見ていただければ、社会福祉施設の中で一番トップが生活保護施設、今日は議論させていただいているところでも、老人福祉とか、児童福祉、あるいは精神福祉とか、そっちがやっぱり大きいんですね。身体障がい。そういう意味では、保護施設というのは、かなり日陰の存在になって、残余の福祉なんていう言葉まであるように、本来生活保護法で一番しんどい受けるべきところなんですけれども、余り、光が当たってこなかったということになります。

ちょっと、飛ばしますけれども、18、19を見てください。じゃ、大阪というのは、こ

の中で、何を頑張ってはるんかということになるんですけれども、一番わかりやすい例は19を見ていただければと思います。実名が上がっておりますけれども、大阪の自彊館さんの数字は入っておらないんですけれども、三徳さんの数字が高いじゃないかと思いますが、大阪の場合、平均入所期間1年とか、1.5年とか、ものすごくいわゆる、回転という言葉は悪いんですけれども、入った人が比較的ここで体力を復帰させて次、アパートに移っていくということが、物すごく機能していること、見ていただければいいかと思います。そういう意味では、全国の救護施設とは全く違って、大阪の救護施設というのは、ある種、行き場がなくて、一旦入って、1年おって、そこで、いろんな社会資源とか、出会いがあって、その次に地域に戻って、ゆっくりと、在宅生活を送っていくというルートがある種できていると考えていただいたら、いいんじゃないかなと思います。

20のシートですね、一体出た人どこに住んでるのかということで、たまたまこれは、大淀寮という大阪の北区にある更生施設、あるいは淀川寮という東淀川区にある施設の事例です。大淀寮というのは天六の周辺、あるいは、結構西成のほうも結構たくさん住んでおられますけれども、こういう形で、地域のアパートで、穏やかにというか、通所訪問事業、後で説明がございますけれども、見守り支援というのが、国のお金がついてやれております。期間限定ですけども、ありますので、そういう形でやっておられるという現実もあります。こういう方々の穏やかな生活をどう保障するかというのも、大きな1つの課題であるわけなんです。それから、ここを見落とした議論というのは、僕はすごくリスクが大きいなというふうに思っております。

表21、退所理由で、もちろん、就労につかれる方も更生施設の場合はおられます。今日は更生施設の話は出ませんが、21の表9でも、淀川更生、大淀更生では、大体1割から2割の人が、就労に戻っておられる方もおられるんですね。居宅の方は結構アパートに行くという方も多いんですけれども、もちろん、無断で退所するという方も4割くらいおられますが、そういう意味では、ある種セーフティネットとしての第1のセーフティネットとして、1年でそういう生活保護から外れて出られる方もおるという現実は、やっぱり知っていただきたいなというふうに思っております。もう時間も食っておりますので、ちょっともう飛ばしぎみにいきますけれども、じゃ、大阪というのは、その次のページ、ページ数が下に、49、50って書いてあるとこ、そういうページ数にちょっと、いきなり変わってしまいますけれども、これはあいりんのあり方検討報告書のものです。こういう救護施設以外に大阪は、49の一番下のグラフ見ていただくとわかりますように、ホー

ムレス自立支援センターというの、上にかぶさってきます。それから、50ページのほう、右のほうにいていただきますと、今日もご紹介があるかと思えますけれども、三徳生活ケアセンターとか、そういうホームレス自立支援センター舞洲1のように、1カ月とか、2週間とか、そういう形でのシェルターというの完備されて、ここで、次のステップに行ってもらおうという仕組みも設けられております。一時保護所というのはありません。

それから、一番下は、シェルターです。隣にある仮設一時避難所はなくなった公園にあったシェルターです。臨時緊急夜間避難所は今でもあいりんに1,040ほどありますけども、こういう施設も持っております。

ということで、あと、もう一ついいますと、51、次めくっていただいて、こういう入所される方、どこから来てるかというので、51の下の表で見ますと、かつてはあいりん地域から市立更生相談所から来るケースが多かったんですけども、最近は大阪市全体の生活困窮者、他市からも入ってこられます。生活保護施設というのは全国から受け入れますので、他市からも入ってきますけども、そういういろんな生活困窮の方を一旦受け入れて、これは何も、更生施設は北区と東淀川区にありますので、別にあいりん地域にあるわけではございません。大阪市として、このセーフティネット、これは第1のセーフティネットなんですけども、それを、次につないでいくというこういう第1のセーフティネット。これは本来のあり方だったはずなんですけれども、生活保護というものに何かバッティングがきつくて、こういうジャンピングボードのように生活保護を利用するというのもあるということなんです。ここで、この生活保護を使えば、トランポリンのように次にいけるといような機能も持ってるということを大阪市が一番実践してきたので、ちょっと、この辺はやっぱり評価せなあかんのちゃうかなというように思っております。

最後に、54ページにいきますと、ホームレス自立支援センターというのよう頑張っているほうやと僕は思っております。54ページの一番下で、就労率が、これがこんなんでいいと言われるかもしれません。今のご時世で4割か3割が就労に一旦つけるというシステムを持っているということも、これは典型的に第2のセーフティネットでこれは生活保護を使っておりません。国からのダイレクトのお金でやっていますので、今、ほとんど市は持ち出しなしですかね。ほとんど国のお金で、ちょっとありますか。国のお金でやれるという事業を持っておりますので、この辺をやはり、資産として、あるいは、これにかかわる人材の方、いっぱいおられますから、そういうのを宝として、こういう第1のセー

フティネット、第2のセーフティネットというのを、大阪独自で、もし、西成特区であるならば、その辺をもっと大胆に生かしたアイデアがいっぱい活かせるというご紹介でございいます。

以上です。

○鈴木座長 はい、どうもありがとうございました。

お2人の報告で、もうほとんど重要な論点は出尽くしている感じはいたしますけれども、意見とか、補足説明とか、もしありましたらお願いをいたします。

じゃ、ちょっと私からしゃべらせていただいて、今のまとめみたいな話になっちゃうんですけども、基本的に生活保護というのは、稼働層と言われる、比較的若い人たちの話と、そうじゃなくて非稼働層といっても、若干働ける人はもちろんいるんですけども働けない、就労が困難な人たちとの話は、全然分けて考えなきゃいけないということですね。今、非常に国で大きな問題になっているのは、稼働層の生活保護受給が非常にふえているという問題で、それをどうするかという話になっているわけですけども、それが西成特区として、何か出てくるんじゃないかというようなことを期待するマスコミは結構多いと思うんですが、それは若干違うということで、若干違うというのは2つの意味があるんですけども、まず、1つは、その若い人たちをまず生活保護じゃなくて、もっと第2のセーフティネットを機能させて、そこで、支援をする必要があるというのが1つの論点。そして、もう一つは、生活保護の中に大分入ってきてしまっている稼働層をどうやって就労自立にもっていくかという話が、2つ大きな重要な話があるんですが、実はこれは、私も厚労省の社会援護局長とか、保護課長とかとずっと意見交換もさせていただいているんですが、かなり国のほうで出てくる可能性がもう出てきてしまっているというのが私の認識です。生活支援戦略は、ちょっとまた、政権がどうなるかわからないので、どうなるかというのは、私もよく見通しは持っていませんけれども、しかし、厚労省としてかなり、もう、今回、ずっと、宮本太郎先生が座長になって研究会というか、生活支援戦略をまとめていますけれども、かなりもう、煮詰まったものが出ておりますので、それは何らかの形で多分出すだろう。そして、パーソナルサポートサービスとか、そういうものの形を変えたものになってくるだろうと思いますので、それはかなり期待できるんじゃないかと思うんですね。

だから、それにむしろ、乗っかる形で、もう既にいろんな資源を大阪は、持っていますので、それにうまく、事業として、重ね合わせるものを考えていけばいいのであって、何か、

1から、また、一つ一つ作る必要はないんじゃないかと、つまり、ちょっと特区で新しい何か、稼働対策をするということは、少し様子見していてもいいんじゃないかというのが、私の実感です。それと、もう一つは、いろんなインセンティブ、つまり、働いたものが就労積み立てで収入になるとか、あるいは、いろんな中間就労を含めた就労支援とか、就労についての形態をいろいろ生活保護で用意するという話も実は、かなり厚労省のほうで用意しているんですね。

ですから、厚労省で用意しなかったら、特区で出すぞという話も、議論としてはあったんですけども、かなり、意見交換すると、厚労省のほうは本気で出してくるような感じになっていますので、それだったら、わざわざ特区で申請する必要はない。つまり、特区で申請しても、1年くらいかかってしまいますので、そこはちょっと様子を見ていていいんじゃないかなと思います。

それよりも、むしろ、もっと、この西成の問題としては、単身の高齢者ですね、非稼働層というくくりでくくっていいのかどうかわかりませんが、単身高齢の人たちの問題を、もう少し改善していくというほうに注力したほうが現実的なんじゃないかなというふうに思います。その場合に、非常に重要なことは何かというと、これも、生活保護をいろいろ批判的に見ている方にとってはけしからんという、つまり、生活保護費をもらって、昼間からお酒を飲んでいる人がいるとか、パチンコに行っているとか、そういう見方もあるわけですけども、そういう一部のものを除いて、全体像として、遠くから見ると、結構うまく働いている部分があると、つまり、生活は安定しているわけですよ。私なんか、ここにいらっしゃる皆さんもそうですけれども、そういう方々が、高齢の日雇いになって、仕事がなくなって、路上に出てってというところからずっと見ていますので、そういう意味では生活保護というのが、そういう路上でいらしたような方々を随分救ってきたことを見ていますので、それはやっぱりポジティブに評価できるんじゃないか。

そして、安定もしていますし、それから、無理に減らすと、かえって、また路上に戻っちゃう、そうすると、また、行旅に回って、より大きな金額になって帰ってくるという問題もありますので、全体として、問題がないとは言いませんけども、あるいは、公費も大阪から見るとそれは、国の費用だからいいということもありますけども、それも税金を使っているという意味では問題なわけです。でも、全く批判的に見る必要はないんじゃないかということですね。

ただ、そういう意味で、うまく機能している部分があるわけですけども、全然問題がな

いわけではないということで、やっぱり、単身高齢でいらっしゃる方も、不適正な支出が目立つ部分もありますよね。

だから、そういうものについては、原委員のほうからご提案ありましたけども、やっぱり、生きがいづくりとか、居場所づくりとか、ある程度働ける方々も、まだ、随分いらっしゃいますので、働ける方は全部働くというわけにはいきませんが、一部、いろいろ働いていただいて、そういう何か、孤独で、やることもなくて、というような状態から抜け出していただくような、そのことによって、不適切な支出が結果的に減るような、そういう形を考えてはどうかというのが、1つの論点ですね。

そして、その辺をちょっと、これから議論したいと思います。それから、もう一つの大きな問題はやっぱり住宅扶助の問題だと私は思います。ここは随分改善の余地があると思います。これは水内先生たちと2005年から西成の住宅も含めた調査なんかもずっとやってきたんですけれども、とにかく質のいいものから悪いものまで家賃がびたっと4万2,000円に張りついてますので、これはちょっと異常な状況だと思います。異常な状況だけでなく、ここにやっぱり貧困ビジネスが入り込む可能性というのは非常に高く、今日、後でご議論いただくサポータティブハウスなんかは、その住宅扶助の4万2,000円の中からはいろんなケア、服薬管理から金銭管理から、入院の、通院、付き添いとか、いろんなことをやって、その人件費とかを全部住宅扶助の中から出して、つまり、4万2,000円の中から、そういう費用を出しているわけですが、しかし、それはやればやるほど、じり貧なわけですね、はっきり言えば。その一番いいビジネスは何かというと、何にもやらないと。で、4万2,000円、全部とって、質の非常に低いアパートとか、そういうものに入れ込んで何にもしないというのが、一番おいしいビジネスになってしまうので、これは制度が生み出した貧困ビジネスだというのが、私の認識で、これはやっぱり住宅の質に応じてきちんと住宅扶助を減らすというような仕組みをつくるべきで、それは法律上、そんなことはできるのかということですが、実際に、東京とか、神奈川とかは無料低額宿泊所に対するガイドラインというのを敷いて、上限とれないような、これは法律ではなくて、ガイドラインですが、そういうことをやってきましたので、そういうことをやって、それと合わせ技ですが、ケアに対しては明示的な補助金を出すというようなことをすると、いろんな支援をやったら、それがきちんと報いられると、やらないと、損するというような仕組みをやっぱりつくっていくべきではないかというようなことのあたりをもう少し議論をして、ちょっと、論点いっぱいありますので、その水内先生にご報告

していただいたので、ちょっと、第2のセーフティネットとか、その辺のところは、今のご報告ぐらいにしまして、少し単身高齢者の問題をどうするかということについて、ご議論をあと少し、やりたいと思うんですが、このあたりで、いかがでございますかね。

○織田委員 ちょっと確認なんですけれども、釜ヶ崎の中の簡宿からアパートに転業したとこ、そこは多分、4万2,000円取ってないと思うんですけども、どんなもんでしょうか。ただ単にアパートにかえたところというのは。

○山田（尚）さん すべてを知っているわけではありませんけれども、実際、同じような広さでも、4万2,000円を取ってないところが多いと思います。実際、4万2,000円を取っているところで、私たちみたいにサポーターハウスでケアをしているところは、結構稼働率がいいですけれども、同じような金額でやっていこうと思うと、かなりアパートとしての稼働率が下がっていったるはずなので、やっぱり自然淘汰というか、金額の問題だけじゃなく、今、何もやらなくて、入っていたら得策とおっしゃいましたけれども、何もやらないところは、もうやはり、住民自体がやっぱり居づらいとか、いろいろな状況で出ていくというような状況が起こっているように思っております。

○織田委員 多分、何もないとこは3万円から3万5,000円くらいの間の家賃を取ってると思うんですよね。

○山田（尚）さん そうですね。多いですね。

○織田委員 それで、ワンルームマンションに関しては、4畳半、6畳、8畳のところで、上限の4万2,000円取ってるところがほとんどやと思います。だから、釜ヶ崎の中の簡宿からの転業のところは、それはそれなりにきちっと皆さん、おふろが付いてるなどというところで、少し上げたり、何もないとこは3万円くらいで抑えているというのが、現状やと思うんですけれども。

○水内副座長 多分原さんが上げられた4ページ目のこの住宅扶助の分布なんですけど、これ、ちょっと、危険なとこがあって、4万2,000円のとこですけど、多分、これたしかストックですよ。かつて、5年、10年前に4万2,500円のなんか、4万2,000円に下げた部分とか、たまっていますよね。最近の、この3年間の、三、四年ですか、分布でやると、4万2,000円、簡宿で4万2,000円やったら、もう余りない、3万5,000円とか、3万円とか、その辺が多なっていますよね。

○山田（尚）さん 下がってますね。

○水内副座長 下がっていますよね。ですから、この数年は結構、4万2,000円張りつき

というのは、減っているんじゃないかなというふうに僕は思うんですけどね。これも、もちろん、現場のほうがもっと知っておられると思いますけれども。状況が変わってるんところがいますかね。

○鈴木座長 ただ、これは2011年の7月の調査ですね。

○原委員 このグラフにしたのは、昨年の7月の実勢調査の大阪市からもらったデータ。

○水内副座長 だから、新規でとったら、この4万2,000円というより、新規分で1年間を見るとかなり、あいりんに関しては4万2,000円の分が減っていると思うのですが。

○鈴木座長 簡宿転用じゃない部分が、これ、全数調査なので随分入っているんですよ。

○原委員 もちろん、これは西成区内全体ですから、釜ヶ崎の中だけではないです。

○水内副座長 外が入ってますので。

○原委員 外の部分はもちろんいっぱい入っている。

○水内副座長 4万2,000円のものも多い。

○原委員 ワンルームのところでは、4畳半から8畳のところは、大体4万2,000円をとっていると思いますよ。

○鈴木座長 だから、逆に言えば、そういう住宅の質に応じたものというのは、やろうと思えばできるわけですね。現に、何もやらないというところは低く取ってるわけですので、そういう制度化するということが、逆にやりやすいという解釈でいいでしょうかね。

○織田委員 そうですね。ただ、この後の議論の中で、多分、その辺が基準のところはどれくらいにするか、その後、支援ついたときには、どういうふうなお金のつけ方をするかというところで、分かれていくというような形になっていくのかなと思います。

○鈴木座長 ほかに、このあたりでいかがでしょうか。

実際にやっているんですよ。国の、日本以外に目を向ければ、フランスはこういうことをやっていますので、それは生活保護のセクションがやっているんじゃなくて、住宅のセクションがもう住宅を回って、クラスつけちゃうんですね。ここは、Aとか、Bとか、Cとかというのをつけてしまって、この金額をとるということをして、そこに生活保護の人が、フランスの場合は、住宅手当も入りますので、生活保護と住宅手当なんですけれども、そういうことをして、住宅の質に応じた費用というのをやっていますので、日本でも、生活保護のセクションでやってくれというと、多分悲鳴を上げるとは思いますけども、住宅セクションを含めてということであれば、可能だと思うんですね。

○山田（尚）さん 基本的に、住宅費を下げるということで、住宅費を下げたところが、逆に何とか費、何とか費という別のお金で本人の生活費のところから取っていくという形で実際、生活保護を受けて、住宅費は安いというところに入ってはる人が困るという事例も生じてるということがあるんで、その辺はとっても危険やと思うんですよ。

○鈴木座長 一方だけやっちゃうというのは危険ですよ。だから、もちろん、合わせ技の話ですね。住宅扶助は下げるんだけど、ちゃんとしたケアの代金は別途出てくる。それ、合わせ技でという議論ですね。もちろん、住宅だけ下げたら、もう、大変なことになりますので、実はやり方もいろいろあるんですね。例えば、今、言っていることと若干矛盾はするんですけども、東京の場合ですと、もう制度的に、ケアの補助金とかというのは、できない、できないというか、それも、この特区でという話なので、東京の場合、何しているかということ、住宅扶助でいろいろケアをやっているところは、住宅扶助は1.3倍まで限度額、引き上げられますので、それをするという事業をもう何年くらいやっていますかね。5年くらいたったと思いますけども、自立援助ホームというのをやっていますね。それは、まあ、いろいろ計画をもちろん、いろんなケアをやりますということを報告して、それが、東京都の保護課が認めた場合においては、いろいろケア代金として、住宅扶助費を1.3倍取らせて、その中できちんとケアをしているというやり方をとっていますので、今の議論とちょっと矛盾するんですけども、住宅扶助を減らして、その分だけきちんと支援をやっているところは別の補助金を出すという形もあれば、別の補助金を出してる、別のケアをやっているということを条件にして、住宅扶助自体を上げるという手もやり方としてはあるということですね。ただ、その場合は単費なんですよ。東京都の場合は多分、0.3の分は単費でやっていると思いますので、その辺の費用をどうするかということは、結局、ケアの補助金を別途大阪市が出すのと、住宅扶助で1.3倍取らせて、それを一般の単費で大阪で出すのと、費用的には同じ話だと思います。

○山田（尚）さん また、後ほど、サポーターハウスをやっていることとか、いろいろお話しさせていただくんですけども、やはり、そのサービスというか、ケアの質というのは、やはり、サポーターハウスの中でも、習熟度とか、そういうのもありますし、それを一体だれがどのようなので判断するかというのはとっても難しいことやと思うんですね。

例えば、書類上こういうのを出せば済むというのであれば、大手とか、そういうのが参入してきたら、私たちは本当に零細企業で、もう自分たちの工夫とでやっているような形なんですけれども、どうなっていくんだろうかという、すごい危惧もありますし、その辺

の、ケアというところを算定する、その基準とか、だれがするかとか、そういうことっていうのも、具体的に本当に考えていかないと簡単にそうは言えないんじゃないかと思うんですけど。

○西口さん すみません。確かにサポーターハウスでいろんな取り組みというか、支援とってええんか、ちょっと、お手伝いさせてもらってますが、サポーターハウスだけでできてるわけじゃないんです。周りのいろんな支援をしている方、その人らのネットワークの中でその1人の人を、そのすみかとして、サポーターハウスがあります。サポーターハウスに住むことによって、いろんな周りのネットワークの人たちの力を借りられるということで、サポーターハウスだけが、支援代とか、出たところで、ほんまは地域全体でやっている。それで、大手さんに来てもうても、僕、まちづくりという観点からも言わせてもらおうと、やっぱり、そういうネットワークがあるということは釜ヶ崎の一番の良いとこやないかな。ほんまにお金なくても。でも、結局、その周りの人たちのことを見れば僕たちはまだ家賃から人件費、払ったりできる立場であります、その周りの支援している人たちというのは、ほんまの手弁当でやってはったりしているところもある。

だから、そういうところを総合した形で支えていく伴走型を考えるという形でやってもらわないと、1つのとこに全部を丸投げ状態で、それで、支援費をつけるというのは、ちょっと、危ないような気がするんです。

○ありむら委員 この手弁当でやっている状況というのをとにかく何とかならないかと、あいりん地域では、実は前から非常に問題になっておりまして、再生フォーラムがやっております毎月の定例「まちづくりひろば」でも、2009年の12月に議論をやったんですよ。

タイトルが「ケア支援補助金制度の創設で釜ヶ崎のまちを大きくステップアップさせよう」というもので、その問題意識はあいりん特有の、高齢者を支える困難があるのに、支援団体がいっぱいあることに甘えている。手弁当でやっている。でも、そこはみんな青息吐息なんですよ、実際は。本当にしんどい。サポーターハウスもそうですし、ほかの支援団体もそうです。それを地域の濃密なコミュニティでカバーし合っているようなところもあって、でも、それではもう、長続きしないだろうと。それに家賃の問題、4万2,000円に張りついている問題もありましたから、それとは区別して、ちゃんと支援費をつけなきゃあかんと。そのことによって、何よりも当人が孤立を防ぐことができますし、それから、支援団体も経済的にも助かるし、人材の育成にもつながりますし、非常に画期的な出口ができるはずだと、いろいろ議論しました。そのときは45人参加しまして、記

録を見ますと、非常に盛り上がって。盛り上がったんですけど、そのときはホームレス支援全国ネットも既にそういうことを厚労省に提案しようとしているときで、それから、NPO釜ヶ崎支援機構も提案しようとしているときで、それをどうやって下から盛り上げ、支えようかという局面だったので、「まちづくりひろば」でも取り上げました。なかなかいい議論ができたんです。そういう議論があって、今もこういう場での議論もあって、突然に出てきたわけじゃないということですね。

そのときは、とにかく、それはつけるべきだと。ただ、じゃあ方法論はどうするのかとか、財源はどうするのかというような問題になりますよね。

そのとき、例えば方法論だと、各サービスにつけるのか。いや、そうじゃなくて、大ざっぱに団体につけるほうが簡単じゃないかと。介護保険のように、いろんなこまかいサービスメニューをつくってやると、それは事務も大変だとか、逆に下手したら貧困ビジネスをはびこらせてしまうことになりかねないとか。そういう点でいろいろ議論あったんですけど、結局そのときに出てきた一つの答えは、何か既存のものでいい制度はないかと。先ほど水内先生のところでいいましたように、救護施設に住んでいる人たちに近辺のアパートに移ってもらって、2年間はサポートする。この辺は織田さんが語るべきことですけど、そういう通所事業ってあるわけね。アフターフォロー事業というのがあって、それには結構なお金が出てるんですよ。年間、1人当たり30何万円くらい出ている。月2万6千円くらいですか。結構なお金が出て、それを援用すればいいじゃないかというような案も出ました。援用すればいいじゃないかと。あるいは、こんな意見も出たんですよ。ケースワーカーさんを嘱託で雇うよりも、先ほど64人という数字がありましたっけ。雇うよりも、支援団体にいろんな人がつながってるわけだから、そのスタッフたちを嘱託員にしたらいけないかというような意見ですね。

そういう財源の議論もしました。ただそのときにもう一つ出た意見は、一生懸命そうやってケアをやるのはいいけども、絶対守らなあかんのは本人たちが選ぶこと、自己選択権だと。ケアの押しつけ屋にならないようにしなきゃいけない。例えば、一つのところで転居する自由という選択肢も前提にした上でやらなあかんとか、そういう課題も出されました。

いずれにしても、あいりん地域では、これからの非常にしんどくなる10年間、これを越えていくにはやっぱりケアとか支援への補助の点で何らかの措置がされれば、これがあいりんだけじゃなくて西成区全体に広がって行ってモデルになって、それは全国へのモデ

ルにもなっていくと思うんですよ。介護保険であれだけいろんな支援がついているのに、何でこれだけいろんなしんどいサポートをやってて、必要なサポートなんですよ、必要なサポートをやってて、それがこっちには全然ついてないんだと。それはやっぱりおかしいですよ。

今後、日本全国の孤独な高齢者の支援を考えると、そこにさまざまなNPOだとか、民間の団体が入っていきますよね、善意で。それを支えていく、国全体が支え合いの国になろうと思えば、そここのところにやっぱり金をつけるしかないだろうと。これを絶対やっていこうというような話で、その「まちづくりひろば」は盛り上がったんです。そういうことが既にあいりんではもう議論もされてるので、この特区構想を機会に、ぜひそのモデルをつくって、後世に残るようなことにならないもんだらうかと期待しておりますけど。

○鈴木座長 ありがとうございます。ちょっと、大分議論が、我々のところだと、もうぐぐっといっちゃうんですけれども、まだ、救護の話とか、いろんな話をしてない段階ですので、ちょっと、この議論はもう一回後でやりましょう。住宅扶助とセットで議論するのか、それとも、やっぱり、こういう支援みたいなものは、別途ちゃんと補助金を出すべきだという、単体でそういう議論をするのかということも含めて、もう一回後で議論をしたいと思うんですが、残りちょっと、もう少し時間がありますので、生活保護のところ、少し、原委員からのご提案、水内委員からのご提案も含めまして、ご意見ありますでしょうか。福原委員、お願いします。

○福原委員 原委員のほうから、大阪市の生活保護の施策について、詳細なお話がありました。とくに稼働層に対する就労自立支援策では、就労意欲喚起に偏っているということだったと思います。すなわち、大阪市の生活保護受給者に対する支援策は経済自立支援に偏っていて、社会的自立に全然関心を示してないというのか、これにお金を使っていない、国のこの施策を十分活かせていないと思うんですね。これに対して、あいりんにおいては、高齢者、特に単身の高齢で生活保護を受けている人たちに対して、非常に丁寧な支援を実施していて、全国で非常に優れた活動をされていると思います。これに関連してお聞きしたいのですが、この国の社会的自立支援の枠組みをあいりんの高齢者、単身高齢者の支援に活かすことは制度的には可能なんですか。そここのところをまず確認しておきたいと思います。

○鈴木座長 どうでしょう。

まあ、制度的には可能ですね。これ、セーフティネット対策補助金を使いますので、基

本的にプロポーザル型の補助金ですね。だから、大阪の場合、それで必ずしもそういうプログラムをつくってこなかったか、あるいは、それを請け負う人がいなかったのか、ちょっとわかりませんが、そういう社会的自立とか、その生活自立というもののプログラムをつくってセーフティネット対策補助金を引っ張ってくるというようなことになろうかと思えますね。

○福原委員 ということは、その大阪市が進めていく方向と、あいりん地域で実際に、現場での取り組みの方向には、相当ずれがあるということ、改めて私自身は認識しました。

それと、もう一つ、これはパーソナルサポート事業ですが、今後、この地域の人たち、とくに若者支援で、生活支援戦略を生かしていくことに、私も大賛成の立場です。ところで、そのパーソナルサポート事業自体は、2011年から始まっていますよね。大阪市もこの事業をやっていますが、なぜか、あいりん地域の高齢者支援に特化する形で取り組んでいますよね。

そのこと自体が間違っているということではなくて、それは非常に大事だと思います。しかし、もう少し広げて、就職困難者の支援になぜ大阪市はこの制度を活用しなかったのか。私は、この点がよくわかりません。

○水内副座長 言えないような。

○原委員 本当は大阪市に答えてもらわないかんでしょうけど、要は、その3つ、経済的自立だけじゃなくて、日常生活自立とか社会的自立も、自立支援として重要なんですよ。これは、厚労省の専門委員会の報告で出された考え方なんです。けれども大阪市は、生活保護から脱却できなかつたら、自立支援の意味がないというふうな考え方をとってきたと思うんです。高齢者に対してあまりケースワークをやらないということも含めて。

保護を脱却できなかつたら、何も丁寧なことをやらないのか、それでいいのか。日常生活や社会生活の自立支援に大阪市が関心を示してこなかったのはそういう思想なんではないかと思うんです。

だから、決して手厚いケースワークとか、支援ができているとは思いません。やろうと思えば、まさに、ここに書いてある厚労省のメニュー例、今年の新規例なんかでも、ぴたっと当てはまるわけですよ。就労困難な人につながりをつくって、社会的自立の促進を図るということですね。日常生活の部分のメニューはあまりないですけど、ほかの自治体では、そういうのをやっています、けっこう、いろんなところでやっています。今の自立支援プログラムの事業だけでも十分使えるんじゃないかと思えます。

あるいは、別途、大阪市の単費でやっても、莫大な費用がかかるという話ではなくて、
いろんな問題解決にはつながると思いますね。

○鈴木座長　そうですね。何でやってこなかったかということも重要ですけども、むしろ、
やってこなかったんで、そこがまだ欠落しているんだから、そこをやるべきだということ
でよろしいんじゃないでしょうかね。

厚労省自身も2005年の専門委員会の報告では、その3つの社会的自立を目指すための
自立支援プログラムを、メニューつくるべきだという、割と理想的な話になって、ところが、
それができた途端、専門委員会がなくなって、その後、安倍政権のときですけども、
就労プログラムみたいな感じになっちゃったんですよ。そこから、水際作戦とか、そう
いうほうにかじを切るわけですけども、だから、大阪だけの問題じゃなくて、全国的にも
就労自立だけを先に自立支援プログラムを進めたという、そういう経緯がありますので、
最初の何か先祖返りしてもらおうという意味でもいいと思いますし、それがまさに、今日的
な問題意識になっているということですよ。つまり、単身の高齢者が何も自立支援プロ
グラムとか、そういうものを受けなくていいのかというと、そうじゃないと。不正受給が
あるかどうかというのはちょっと別にしまして、明らかに不適切な支出を指摘されてるわ
けですよ。そういうものについて、ちゃんと、彼らをケアすることによって、生きがい
づくりとか、居場所づくりとか、そういうことをすることが結局、批判を少なくすること
にもなりますし、彼らが全部働くわけにはいかないでしょうけども、ある程度働くと生活
保護費というのも、ある程度節約できるという意味で、そこにも、メリットがあると、そ
して、これも原委員がおっしゃいましたけども、もう一つ最大のメリットは、そういう支
援の手が入って、ネットワークになることによって、犯罪に手を染める可能性が非常に低
くなるということですね。それで、生活保護の受給者で、この地域には覚せい剤とか、そ
ういう犯罪に手を染める人たちもある程度いるということが知られておりますけども、そ
れは、やっぱり、孤独になって、孤立するとそういう悪い道も手をつなぎやすくなっちゃ
うわけですけども、いろんな支援者がいて、そして、居場所もあって、いろんな人とつな
がっているということになりますと、そういう人の道に外れるようなことも、しなくて済
むわけですので、そういう意味で、もう少し、せっかく自立支援プログラムというものが
あって、補助金も国のものが引っ張ってこられるのであれば、そこを充実するということ
は、実は、かなり大きな、今の問題としては、いろんな改善ができるというようなことな
んじゃないかなと思います。

自立支援プログラム以外にも、いろいろ考えられますよね。例えば、私なんか思うのは、特掃は、これは生活保護とは違いますけども、むしろ、生活保護にかかわってない方のものをやるというより、生活支援するというものですが、これは市政改革PTで、いいことか悪いことかわかりませんが、もうちょっと改善すべきだというような答申が出まして、今度、プロポーザル型の入札にすべきだと、つまり、今やっている清掃事業だけじゃなくて、もっといろんなメニューでやったらどうかと。そうすると、例えば、今、まちの問題、この間ちょっと議論しましたけども、まちの問題解決で、不法投棄の見回りとか、あるいは、子どもの通学路の見守りとか、あるいは、孤立している高齢者に対しての見回りみたいなものに、もうちょっと使えないかという話ありましたけども、それは別に、特掃に限らなくて、生活保護受給者に対して、そういうメニューを提供したっていいわけですよ。

だから、もう少し、何か、特掃もせっきやくプロポーザルの入札でいろんなメニューを提示するというのであれば、生活保護のほうの支援についても、何か、プロポーザル型にするというのも、1つの考え、いろんなメニューを提示して、それに対して、それをもとに自立支援プログラムを提示するか、あるいは、単費だって、それは大した金額じゃないので、もとはとれるので、そういうようなメニューを大阪市独自として考えるというようなことも、1つ方向としては考えられると思います。

何か、すみません、決めつけ的な、結論的なことをしゃべっちゃいましたけども、別にそういうつもりはないので、ほかに、もしご意見がありましたら、いかがでしょうか。

じゃ、どうぞ。

○寺川委員 一言だけ。今回の提案の中で住宅扶助の話出てきてますが、その生活、セーフティネットという意味でいうと、ハウジングのありようが重要です。次の会議のテーマになると思いますけども、その住まいと生活というのを、もう少し、クリアにしていく必要があるのではないかと思います。その点をかなり注目しておきたいと思います。

○鈴木座長 はい、ありがとうございます。ここは山田尚実さんからもいいご指摘をいただきました。もう一回、そこは後で議論したいと思いますので、じゃ、とりあえず、ここで一旦区切りまして、5分、休憩をさせていただきますして、後段の議論に入っていきたいというふうに思います。

じゃ、どうしましょうか、私の時計ですと、今、7時42分くらいなんですけれども、50分まで休憩といたしますので、50分に開始をしたいと思います。

(休憩)

○鈴木座長 時間になりましたので、これから後半の議論をしまいたいというふうに思います。若干、もう、既に、後半の議論、入っております。若干どころじゃなく、入っておりますけれども、まず、大阪自彊館の山田部長のほうから、ご報告をお願いいたします。

○山田(幸)さん それでは、救護施設の説明を行います。先ほど各委員よりほめていただいて光栄です。保護施設というのは、一応、5つの施設を規定しております。救護施設と、先ほどの議論でもありました更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設があります。その中の1つであります救護施設は、身体上、または、精神上著しい障がいがあるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設ということに規定されております。これ、固い話は特に問題でないと思いますが、スタッフのほうではいろんな障がいを持っている方、幅広く受け入れるということ、積極的な自立支援を行っていく、また、あいりんのニーズにこたえられる事業を展開して、地域に根差した施設を目指しますということで、後段のほうで述べさせていただきますけども、支援するだけの事業ではなくて、いろんな事業も同じ建物の中で行っております。また、自立心をはぐくみ、利用者が主体的に自己実現を図れるよう、個々のニーズに応じた「こころに響くサービス」、これは、全体の理念として行っております。

また、個別の人権が守られているかという視点で利用者を地域で生活する市民として尊重して、利用者の幸福追求とその人らしい生活の実現の支援をしていくことを考えております。この辺については、理念ということで、すべてができ上がっているものではありません。常に頑張っってこれを目標にという考え方でございます。

定員については、150名定員です。ただ、先ほど水内委員のほうから説明がありました。在寮期間については、1年3カ月っていうか、1年3カ月と1年5カ月の間くらいをいたりきたりというような状況でなっております。先ほど、先生のお話のほうでありましたように、年間、地方の救護施設となりますと、年間の退所者は1名、2名という1けたの数字ということありますけども、三徳では150名定員で、1年の入所者が大体約200人くらいということで、地方の救護施設と少しかけ離れた入退所を行っているのが現状です。150人で、200人で出入りすると、この在寮期間にはならないのですが、具体的には先ほど話ありましたように、障がいを抱えておられて、どうしても、社会に出てもらえない方、当然おられます。その方については、長期の在寮していただいているということも

あります。そういったことで、平均は約1年3カ月という数字が上がっております。

また、年齢構成についても、施設の中でも若い方が目立つのは確かです。もともと救護施設というのは、あまり若い方が入ってこられない施設であります。最近、若い方も入って入所されます。ただ、異常に多いということではなくて、若い人がおられるということで、少し目立っているというのが実感です。

障がい等については、自彊館の法人が7つの救護施設を運営しております。その住み分けて行っておりまして、そういった住み分けで、三徳寮というのは、割に障がいの方の入所は少ない施設だと思っております。入所については、専門の方が多いので、こんなことを説明するとまた逆に怒られてしまうかも知れないのですが、基本的なことなので少しご説明させていただきますけれども、各福祉事務所、保健福祉センター等からの依頼を受けて、病院医師の診療情報等に基づいて、予備面接を行って入所となります。また、当然、施設に入るということについて、利用者の方の同意も必要になってくるということになっております。

日課については、基本的に、全国、先ほどありましたように、200ほどの救護施設ありますけれども、日課そのものについては、そうかわりはありません。朝の7時に食事をしていただいて、いろんな作業訓練等に取り組んでいただく。12時から食事をとっていただいて、6時には夕食をとっていただくというようなことですね。この間、例えば、6時から20時の間については、外出は自由にさせていただいております。基本的に外出を制限する等、一切行っておりません。

また、行事、クラブ等について、表では見にくいと思いますので、別にあげさせていただきます。それは後ほど、お話をさせていただきます。

食事については、もともと自彊館というのは、バイキング方式というようなことで、ずっと続けてきたのですが、最近はカフェテリア方式を行っております。できたての食事を提供しております。具体的には、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくということで、適温で提供できるようにしております。例えば、フライヤー等がカウンターのすぐそばにあり、揚げたものをその場でお皿に盛るということで、定食ではないです。また、当然、入ってこられる方、当然、高齢の方もおられますし、いろんな疾病を抱えておられますので、刻み食等の介助食、もしくは各疾病に基づく治療食の提供を行っております。

ただ、食堂等については、70から80くらいの席しかありませんので、何回転かして利用していただくということで、利用者については協力をしていただいているところです。

先ほどありましたように、日課のところですけども、当然、館外の作業訓練ということで外のほうの作業に行っていて、そこから、施設退所していただくのが、一番いいことなんですけども、今のご時世、なかなかこういった作業に着くことが難しいです。現実、年間、1けた程度の利用者しかいなく、こういった仕事について正式に外に出ていかれる方は少ないです。

また、ただし、何もしないで、施設の生活というわけにはいきません。生活リズムをつくっていただかないといけないので、その生活リズムをつくっていただくということで、館内での作業訓練も行っております。館内だけではないのですが、館内のほうにも作業所を持っておりますので、館内、館外の作業所で作業訓練を行っております。ただ、これについても、かなり、高度な精度が要求されているのは確かです。内職作業といえども、納期、精度というのを問われるので、賃金に見合わないくらいの負荷がかかっているのは確かですけども、それでも、すごくまじめに利用者の方は取り組んでおられます。そういった訓練の中で、日常生活のリズムをつくっておられる方も多くおられます。また、それ以外にも、寮内の清掃作業や、営繕作業等、いろんな寮の中にある仕事というのがありますので、そういった作業についても、作業訓練として取り組むようにはさせていただいております。

また、そういった作業だけではありませんので、クラブ活動、行事、ボランティア、その他いろんなことに取り組んでおります。都会の施設ではなかなか土にさわることにはできないというところがあるので、屋上に三徳寮ファームということで、農園を持っております。小さな農園ですが、今はナスとニラとブドウと、何があったかな、そういった野菜が植わっています。下のこの写真がその三徳ファームの写真です。

春なんかはジャガイモの収穫を近隣の保育園の園児さんと一緒に作業を行います。ふだん見せたことのない笑顔を利用者の方は見せてくれております。そういったことで、土にさわるということについては、すごい、有効な1つのアイテムなのかなという考えでおります。また、折り紙等の創作クラブ、音楽クラブなど、いろんなクラブ活動も行っております。行事については、三徳の一番大きなお祭りということで、三徳寮まつり、また、毎月の誕生会、日帰り旅行、寮内コンサート等々を行っております。

また、ボランティア活動では、近隣の清掃作業や、皆さん方ご存じかもわかりませんが、施設の周辺に花を植えているんです。そういった花の水やりなんかもボランティアということで、取り組んでおります。また、少し、語弊があるのですが、施設の中、施

設の外の方も合わせて参加され、識字教室を行っています。毎週水曜日の夜、実施させていただいております。参加者の中には識字教室に通うために、1時間ほど汗を流して来られる利用者の方もおられます。

生活支援については、服薬管理、健康相談、入院見舞い等、先ほどのメニューの中にも出てきたメニューが多くありますが、当然、入ってこられる方、いろんな病気を持っておられます。ということに、その服薬ということについては、かなり大きなウエートが置かれているのは確かなことだと思います。施設生活の中で、自分の病気について考える機会を持てるようにしております。

服薬については、その人に応じた服薬ということが考えております。始めの段階では、DOSではないですけども、対面服薬、その以外では、服薬カレンダーということで、カレンダーの中に、薬入れるカレンダーがあります。そういったカレンダーを利用して飲んでいただく、もしくは、1週間、1カ月単位ということで、段階的に区分してお渡しして、薬を飲んでいただく、残薬を確認しながら、次の段階に、ステップに進むというような援助を行っております。

当然、救護施設なので、嘱託医や看護師もいますので、健康相談や治療のフォローなんかについても細かく行っているのが現実です。

ここから先ほどの話に出てくる話なのですけども、まず、自活訓練ということで、三徳寮が外にマンションを幾つか持っております。居宅生活を何もなしでいってしまうと、その人が抱えている問題というのはなかなかわかりにくいと思うんです。ということで、まず、そういったマンションで二、三日、もしくは、三、四日、人によっていろいろ変えているんですけども、1人で一遍生活してもらおうということ、体験宿泊っていうんですか、そういったことをやりながら、その人が持っている課題というものを克服して、もし、本当に動いたときに、長く、そういった生活を続けてもらえるような問題点を見つけることを目的として取り組んでおります。

それと、別ですけども、もう少し長くいないとわからない問題というのがあります。それが居宅生活訓練事業、これも、希望としてやっているのですが、外のマンションで訓練期間6カ月の間、生活いたします。それは単に買い物ができない、調理ができないだけではなくて、自分の時間をどう使うかということも含めて、日常生活の過ごし方を職員と一緒に話し合いながら、生活していただくということで、施設のほうから、かなり近いところに、アパートを持っております。

また、これについても、先ほど、論議に出ていた件ですけれども、まずはOB会、外へ出られても、地域の中にすぐ溶け込む方は大丈夫ですけれども、すぐに地域の中に溶け込めない方、当然おられます。強制ではないので、希望される方を対象にしておりますけれども、昔でいうと、同じ釜の飯を食った仲間ということで、来ていただいて、昔のメンバーと一緒に交流を深めていただくということで、この運営については、OBの方の自主運営で行ってもらっておりますということで、この中の写真については、夏のそうめん流しを三徳寮の屋上の、先ほど見ていただいた三徳ファームの近所でやっているところなんですけれども、そういったことで、人とのつき合いがまだできてない方については、こういったことで、孤立ということを防いでおります。

それで、この資源がとっても有効ということで、言うていただいた保護施設の通所事業です。この事業は居宅保護を受けている地域の方で、有用な支援、当然、まだまだ必要な支援がある方おられます。それは生活支援であったり、見守りであったり、いろいろなものが必要ですが、そういったものについて、援助を行っていく事業です。具体的な数字をいいますと、救護施設の定員の半数が通所事業の定員となります。また、その定員の3割というものについては、居宅、救護施設を退所されている方以外の方、地域の方が利用することが可能になっております。

ということで、基本的には生活、健康相談等を含めて、行事、クラブ活動というのは、いろんなプログラムは用意しております。これは施設生活で行っているサービスと同じようなサービスがここで行われていることになります。

ちょっと画面が先進じゃったのですが、通所訓練事業というのは、通所事業というのと、訪問事業の2つの事業があります。2つの事業ありまして、訪問指導というのについては、居宅生活のほうへこちらの職員が訪れて、一緒に例えば買い物をする、例えば、一緒に部屋の掃除をするというようなこと、また、安否確認を行うということで、その利用者のニーズに応じて、頻度を変えております。

通所訓練については、三徳寮に来ていただいて、三徳寮のそういったスペースを設けておりますので、その中で例えば、ボランティア作業に取り組んでいます。

また、どうしても、必要な場合、体調が悪くなった云々ということであれば、通所事業の方が、三徳寮のほうで、緊急的に宿泊、緊急避難的なことも行っております。こういったことで、基本的には居宅生活から落ちこぼれてしまわない、何かあれば支えますよという安心感を利用者の方たちに与えています。

スタッフのほうでは、先ほど言いました、2分の1の定員及び3割、月によって、増減はありますけども、かなり上のほうまで使わせていただいて、活用できていると思っております。

次に、あいりん相談室、これについては、いろいろと書かせていただいております。基本的には、あいりんの中にはいろんな相談室、相談するコーナーがあります。それと同じことなのかもわからないですけども、いろんな問題を抱えた方、日々おられて、どこに相談かけることが、ふらっと寄っていただいて、いろんな相談をしていただいたらどうかなということで、独自事業で行っております。基本的には、1日何回来てもらっても構いませんし、うちのことに限らず、どんなことでも構いません。また、逆に言えば、ぐちだけに来てもらっても構いませんよということで、広く門を開けるようにしております。

相談日については、月曜日から金曜日、10時から15時半ということで、下のほうにいろんな相談は受けますよということで、門戸をあけております。ただ、相談を聞くだけではどうしようもないので、相談を聞いたもの、内容によっては、いろんなネットワークにつないでいかないと、というようなこともあります。そういったことについては、民間だからこそできるいろんなことも行っております。

相談室の利用状況について表を上げさせてもらっております。大体、月に100人程度の方が来られていますが、いろんな相談に来られております。費用的には、手続的なことってやはりご存じない方が多いので、そういったことについて相談をさせていただく、もしくは、自分の身の上のこと、いろんなご相談があると思うので、そういったことが多く、数字としては上がっております。

また、先ほど言いましたように、当然民間がやっているからこそできるいろんな事業というのですか、やれることがあるんで、それについては、公的機関等含めて、関係機関のほうから依頼、相談件数も上がっております。

単に利用者だけの相談に乗る場所ではなくて、関係機関との橋渡しという位置づけもあるのではないかなと思っております。

次は、また大きな事業ですけれども、三徳生活ケアセンターという事業です。これについては、三徳寮が平成2年2月1日に開所をしました。それから、おくれて半年ほどから事業化しております。前の理事長であります吉村靱生のほうが発案したんですけども、あいりんというまちがまだまだ日雇い労働者のまちであったときに、日雇いを続けていくことができない、毎日仕事につけるわけではないんで、仕事にあぶれたときに、いろんな

宿泊所に泊まれないケースが当然出てきます。そのときに、野宿をしてしまうと、次の仕事につけない、どうしたらいいんや、そのときには、暖かいお風呂に入って、ご飯をいっぱい食べてゆっくり寝たら、次、仕事できるやないかというのが、吉村靱生の考え方です。ということで、基本的には2週間限度としておりますけども、リフレッシュということで、三徳生活ケアセンターが位置づけされております。

基本的には、それが自立促進の一部になるかどうかは、論議はまたしていただくことにして、そういったことで、本当に仕事のできる方については、仕事をしていただけたところの場を提供できるものではないかなと思っております。

平成2年8月には20床で始めております。ただ、ニーズがやっぱり高いんですね。20床が40床、その次に70床、140床、現在、救護施設が150定員ですけども、ベッドは224あります。15年ほど前については、それでもニーズが高く、224床であふれそうな状況もありましたけども、現状では少し落ちついてきているので、100人前後ということで、動いております。

三徳生活ケアセンターの中の様子ですけども、救護施設のほう、当然、1段ベッドで対応させていただいておりますけども、ケアセンターのほうについては、2段ベッドで運営させてもらっております。

これについては、道路等で公園の中で寝起きされている方で、もう今日泊まる場所がないという、来られている方が大阪市立更生相談所や各区保健福祉センター、大阪市野宿者巡回相談室、協友会等の依頼がありまして、生活ケアセンターの入所となっております。

提供しているサービスというんですか、お風呂、食事等については、救護施設と同じ、同程度のものを提供しております。同程度というか、同じものを提供しております。

利用状況の数字を上げさせてもらっております。平成22年度については、こういった数字で、大体、70人から80人くらいという数字は上がっていますが、いつときの224床ぎりぎりまで上がってきた時期からどんどん下がってきて、また、最近の数字からいいますと、少し、微増というんですか、しているような状況で推移しております。

これは平成22年4月から、4月の途中からですが、これで、貧困ビジネスを排除するための事業です。大阪市さんからの委託を受けてやっているんですけども、自彊館だけじゃなくて、大阪市の生活保護施設連盟があるのですが、その中の何施設かが今事業を実施しております。これについては、当然居宅保護申請に対して困り込み等の貧困ビジネス等がはびこった、皆さんご存じとは思いますが、自彊館の三徳寮を利用させていただくことで、

一旦そこから外れていただく。また、いろいろ住宅関係の方で、不適切でない住宅関係の方じゃなくて、本当に適切な住宅を提供できるように、そういったリストを持ち、大阪市の方のいろいろなリストを持っていますんで、そういったリストの中から、本人に選んでいただいて、それを行っております。

具体的なフローチャートなんですけども、実施機関のほうを各、その人たちが所属されてたところの実施機関のほうへ生活保護申請された段階から、三徳のショートステイ、居宅生活移行支援事業をショートステイって呼んでいるんですけども、ショートステイのほうへ入所されて、一定期間、当然、保護申請から、法律でいうと2週間、もしくは、倍の1カ月という期間が設けられているんですけども、その期間の間にいろんな手続を職員と一緒にやっていくというシステムになっております。そういったものをクリアした段階で、敷金支給を受けて居宅生活を開始するということになります。これについても、当初、平成22年については、自彊館が運営しています白雲寮、甲子寮、三徳、3施設で実施していました。いつかの駆け込み寺的に集まってきた状況は制度が改正されておりますので、現在では三徳寮1施設で実施しているのが現状です。

その数字のことも書かせてもらっております。見ていただいたら、すぐわかるのですが、当初、かなりのボリュームの数が入っておられたんですけども、最近では1日平均10人から20人程度の方の利用になっております。

それ以外にもいろんな事業を行っております。先ほども、何かの場に出てきておりましたけども、三徳寮の中に談話室は設けております。これもどこに申請することも必要なくて、単にぶらっと来ていただいたら結構で、冷暖房が効いている部屋を提供しているという事業です。中にあるのは何もなくて、テレビと給茶器とトイレがあるくらいですかね、というものなんですけども、給茶器も最近、リメイクさせていただきました。そしたら利用者さんがびっくりするくらいのお茶の量が減っています。ここで、給水と水分補給もして、また、休憩をして、まちに戻っておられるというのが、現実ではないかなと思っております。大体、月、6,000人から7,000人くらいの利用があります。

それと、新今宮文庫、これについては、まちの図書館とっていただいたら結構です。地域の図書館が三徳の同じ敷地の中にあると思っていただいたら。ただ、普通のまちの図書館と違うのは、ここの利用の中に子どもと女性の方、見たことないです。あいらんの労働者の方が利用されております。

当然、図書館ですので、図書の貸し出し等も行っております。1回について2冊までの

貸し出しを行っているんですけども、当然、なくなることも多いです。ただ、その補充の多くが、当然、予算はありますが、予算の中では当然まかなっていきません。そのため寄贈の図書というのはすごく多くて、これだけ認知されているのかなとびっくりするくらい図書を寄贈していただいております。そういった寄贈でこの新今宮文庫は回っているのかなというのが現実です。利用についても、数字を上げさせてもらっておりますけども、7,000人から8,000人くらいの利用者がおられます。中で難しい本も読んでおられる方もおられますし、また、マンガなんかでちょっと休憩されている方もおられるというような感じかなと思っております。

ということで、三徳、まだ、細かい事業を合わせますと、様々な事業を行っております。ですけども、さきに先生方が言われたような通所事業、もしくは、三徳生活ケアセンターという、これを少し詳しく説明しておかないといけなかったかもしれないですけども、ちょっと、時間がなくなってしまうので、この辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○鈴木座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは引き続き、山田さんのほうから、サポーターハウスについてのご説明をお願いいたします。

○山田（尚）さん NPOサポーターハウス連絡協議会の代表として、サポーターハウスの説明からまずちょっとさせていただきたいと思います。先ほど、前半からサポーターハウス、サポーターハウスというのが、出てきてますけども、サポーターハウスって何やらってご存じない方って結構いらっしゃると思うので、まず、サポーターハウスのできた設立のところから少し説明させていただきたいと思います。

もともと、サポーターハウス、このバブルの崩壊後、やはりこの地域って、仕事がなく、野宿をされる方、増えた時期というのはすごくあったんですけども、サポーターハウスのもともとは、この辺で日雇いの労働者たちに寝る場所を提供する簡易宿泊所、ホテルなんですね。昨日までの宿泊客というのが、お金がなくて野宿に陥るといって、そういう姿を見ていく中で、すごく胸の痛む思いをしているオーナーたち。それから、実際、困っている、本当に野宿の方々とともに、やはり、簡易宿泊所としても、稼働率が下がって、大変な思いをしていた時期に、この地域のやはり野宿者の居住問題をまちづくりに関心を持つ専門家の皆さんや、この地域で経営する方々とかのネットワークで釜ヶ崎のまち再生フォーラムというような会議もありましたけれども、そういうまちづくりを考える中

から生まれてきたのが、このサポータティブハウス、民間によるサポートつきの共同住宅の名称として、サポータティブハウスというのができてきたわけなんです。

畳の上で安心・安定した生活を送ってもらいたい。大阪市というのは、ホテルでは生活保護を認めてもらえなかったんですね。そのために、そのホテルのままでは、その野宿をしている人たちを救うことができない、で、簡易宿泊所、ハードの面でも大幅に改築いたしまして、バリアフリーであるとか、洋式トイレにするのであるとか、それから、部屋の電気の容量を上げたりとか、いろいろなことをしたり、それから、それと同時に、談話室というのを必ず設けよう、人々の入居した方々の交流の場所を設けようということで、談話室を必ずつくろう。そういうふうな形で、まずはホテルを改装しました。それと同時に、今度はソフト面でも、365日、24時間対応で、相談に乗れる人を置こうということで、そういう人たちを雇って相談員として置きました。

まず、そういうふうに変更して、相談員も置いた上で、保証金もなし、敷金なし、保証人なし、家賃も後払いという形で、野宿の人たちのまず、相談に乗って、聞き取りのみで入居をしてもらい、契約書をつくって、生活保護を申請するという形をとりました。

そういう形で、サポータティブハウスというのはスタートしたわけです。最初のサポータティブハウスができたのが、2000年ですね、だから、もう既に、最初のサポータティブハウスができてから、12年たっていて、その中でサポータティブハウスもいろいろな面でやはり変わってきたところもあります。

基本的にやっていることっていうのは、コスモのメゾンドビューコスモの案内というところに日々のことを書かせていただいているのを読んでもらうとわかると思うんですけども、日常の大阪市が高齢者には何もしないって先ほど何か、いろいろ言われていたところをすべてサポータティブハウスのスタッフでやっているというような形ではあると思うんですけども、日常の生活支援、先ほど言われたお金持ったらすべて、何かで使っちゃってしまう人であるとか、それから、普通の方でもそうですけれども、お薬ってなかなか毎日きっちり飲めなかったり、私らでもしますよね。でも、やっぱり、高血圧であったり、糖尿があったり、そういう方々、きっちり飲んでもらわなければいけない人たちに対して、やっぱり服薬の支援ということで、先ほどの三徳さんでもそうであったように、目の前で飲んでいただいたり、必ず寝る前に薬を部屋に運んだりとか、そういうことをしております。

ほかに福祉的な支援、例えば、生活保護の手続の支援、そういうことのお手伝いもする

んですけれども、あと、介護保険が必要な人たちに対しては、相談に乗って、この人たち、本当にこのままで、1人でやっていくのは大変じゃないかなと思ったら、その人たちと話をして、ヘルパーさんに来てもらおうか、そんな様な話をしもって、介護保険につなげる、そういう様な相談にも乗ります。あと、ほかにもいろいろ、年金がちょっとある人であるとか、一緒に年金事務所へ行ったりとか、住所が売られてどこへ行ったかわからへん人なんかやったら、もうそれこそ、裁判所なんかにも一緒について行ったりもします。

ほかに、健康面での支援ですね。本当に、病気であっても、今まで、かかったことないような方には、声かけして、病院一緒に行ったりとか、それから、どういうところに行ったらいいか、相談に乗ったりとか、あと、それこそ、インフルエンザの予防接種なんかは皆さんに声かけて、受けていただいたりとか、ほかに、あいりん地域のこの結核に関しては、橋下市長もすごく何か言っているんですけど、結核検診というのは、あいりん地域には無料のレントゲン車が来るんですけれども、あれを受けていただくことによって、やはり、早期発見で薬だけで入院しなくてもいいという方もたくさんいらっしゃるわけなんです。そういう意味で、私たちは誕生日、その人の誕生日の月に必ず結核検診受けましょうねというふうに声かけをして、一緒について行って、レントゲン撮って、そういうことによって、早期の発見で結核、薬だけで入院せずに済んだ人もたくさんいらっしゃるって、本当にそれが途中で放棄、放棄というか、逃げ出して、最後までいかないことなんかによる多剤耐性菌なんかは、そんなことにもならないような、本当、地道な声かけで結核に関する対策にはつながってるんじゃないかと思っております。

あと、地域の中でのサポーターハウスと思っておりますので、地域での清掃活動であるとか、それから、公園の草引き、それから、地域の保育園なんかの運動会の設営の手伝いとか、それから、そういうところの手伝いをすることによって、地域の保育園から芋掘りに来てくださるか、お芋を掘る、焼き芋大会に来てくださるかという声かけがあったりとか、そういう地域の中での皆さんの存在、そういうのを確立していると思っております。

あと、本当に、私たちがすごく大切にしているのは、病院訪問とかなんです。例えば、病院、お見舞いという形でいくだけでなく、私たちは、先生とのアポをとったりとかするわけです。そうすることによって、その人の退院後のケア、ケアというか、退院後の生活支援というふうにつなげられると思っております。

その人、入院してはる人たちが、本当に先生って結構難しい言葉使いはるんで、何言わ

れてるかわからへんっていう人って結構多いんですね。不安になるし、入院中に生活保護切れるんじゃないかって心配したりする人もあるし、そういう人たちにとって、やっぱり私たちが病院を訪問して、その人たちと話しすることによって、安心して治療につながる。治療につながってなおかつ、それで、退院にもつながる。入院のたらい回しであるとか、あるいはそこからもう施設にいかなければいけないとか、そういうことでなくて、再び居宅に戻って、1人でも見守りがあってやっていける。そこに介護保険を退院後に利用するとか、そういうことも含めて、入院中に介護申請をして、介護につなげることによって、安心してまた居宅生活ができるということにもつながっていると思います。

あと、そういうことにもかかわるんですけども、例えば、病院を選択する、それから、介護事業所を選択する、そういうのも、入居している皆さんのやっぱり選択の自由というのはすごく大切やと思うんですね。病院だって、いろんな病院があって、医療センターが悪いなんて全然思わないけど、本当に、今まで医療センターしか行けなかったけども、生活保護になって、あそこの病院でやったら、自分の病気は良くなるんじゃないかって、もし思ったとしたら、そこへ行くという権利もあるわけだし、そういう自由もあってしかるべきだと思うので、そういうことも、やっぱり保障されるべきだと思っております。

選択の自由というのは、そういうことだけじゃなくて、例えば、食事なんかでもそうなんですけれども、自分で、つくる、買ってくる、食べに行く、それから、弁当をとる、そういうのも、みんな、自分で選べるし、そういうこともすごく大切やと思っております。

私たちがこういうふうにサポーターハウスをずっとやってきて、特に思うのは、この地域で福祉相談受けますという民間の何か看板かけてるところって山ほどあるんですよ。そういうところっていうのは、相談を受けて、全部が全部どうかわかりませんが、自分のところのアパートに入れて、生活保護にはつなげます。そういうところ、多いと思うんです。でも、本当に10年以上、私たちやってきて、大事なものは、生活保護につなげることだけじゃなくて、生活保護につなげた後に、継続的な支援がどれだけあるかっていうことが一番大切やと思うんですね。

その本当にちょっとした見守りであるとか、声かけであるとか、そういう日ごろの会話で一人ずつに目を配っていくことによって、ニーズ、その人が本当に何を必要としているかというのわかるし、私たちは本当にさっきも誰か言うてはったと思うんですけど、おせっかい焼きの、本当、サポーターハウスのスタッフというのはおせっかい焼きのおばちゃんとおっちゃんかなという気はせんではないんですけど、それがすごく大切なことで、

そういう私たちが、本当に専門家ではないですけども、ネットワークという、そういうこの地域にあるすごくいろんな力を借りて、つなげるということが大切なことやと思うんです。

そのつなげるということの中には、例えば、サポーターハウスにいらっしゃる方はほとんどやっぱり、単身高齢、今さっき言われたそういう単身で高齢の、そういう方で、男性がほとんどなんですけれども、そういう人たちを支えるのは、私たちサポーターハウスのスタッフだけじゃなくて、ほとんどの人が生活保護ではあるわけなんで、役所のケースワーカーさんも含めて、いろんな方、介護会社の方であるとか、医療関係であるとか、支援団体であるとか、あと、救護施設の方であるとか、社協の方であるとか、そういう方々との本当につながりでもって、何か問題があったときに、すぐケース会議を開けて、役所のケースワーカーもそこへ、少なくとも、私、うちのコスモのケースワーカーさんたちは出てきてくれます。もう本当に、声かけてこんなん困っているといったら、出てきてくれはって、ケースワーカーさんだって、1人でやっぱり対処するというのは、大変なことやと思うんですね。大体のケースワーカーさんがもしかしたら、ほかのところでは、あんたどうにかせいで言われてるかも。ケースワーカーさん、あんたどうにかしてくださいって言われているかもしれないけども、ケースワーカーさんだけでも、やっぱり、無理やと私らは思います。だから、多くの本当にネットワークの力で、1人の人を支えていくことによって、その人たちが本当に滑り落ちることなく、生活保護を続けて受けられるということとはとっても大切やと思うんですね。

滑り落ちるイコール、また、野宿に陥って、新たに敷金を支給されて、新たにどっかでまたもらうとかっていうと、余分なお金がかかることやと思うんです。医療でもそうですね。どっか、もう、自己退院してきて、またどっかへ救急車で別の病院へ運ばれて、1から検査が始まってということになると、余分なお金かかりますよね。そういうのを全部、コストの面からいっても、いろいろそういうふうになんか見守りで支えて、みんな支え合うことによって、助かっているんじゃないかなとは思っています。

ただ、今、私たちが一番思っているのは、最初のころに比べてやっぱり、入ってこられる新しい入居者の方っていうのは、やはり、どこかにいろいろな病気であったり、精神的障がいであったり、知的であったり、身体にもいろいろ何かあったり、アルコール依存であったり、それから、認知の方もやっぱり増えてます。コスモでいったら、やっぱり、平均年齢が70に近いんですね。そうなってくると、やっぱり、就労ってまず無理です。な

おかつ若い、若いって言っても、うちなんか、50代くらいの人なんですけども、そういう方でも、精神の何かを持ってはる方がほとんどなんで、普通に仕事をするのは、かなり無理が生じます。知的であったって、やっぱりさっき言われたボーダーって言われる療育手帳とか、持ってはらへん方がやっぱり多いです。そういう方たちに、1から説明するって、すごい労力の要る作業なんですけれども、でも、説明して、いろいろ、それによるコミュニケーションとか、そういうことで、その人たちは、すごく、安心をされますよね。安心感というのが、やっぱり、ずっと安定した生活につながっていくと思うので、そういうのをすごく大切にしております。

実際、この釜ヶ崎というところは本当に一人暮らしで無年金、今のニートの人たちの将来の姿とも言えるかもしれないんですけども、こんなにいっぱい社会資源があるところで、本当、いろんなことを考えていくと土壌があるところというのは、日本のそれこそ、未来の姿を、10年後の姿が釜ヶ崎やと言われる方もたくさんいらっしゃいますけれども、本当に最先端のモデル地区として、考えていっていただきたいなって、本当に心から思います。

ただ、私たちは本当に民間の経営者ですので、家賃というのはやっぱり下げるといのはすごい危機感があるんですね。確かに部屋自体は狭いかもしれないですけども、広い談話室をとったり、共同のトイレであるとか、おふろ場であるとかってというのは、掃除するのは、うちのスタッフですよ。年取って、自分の部屋で自分のおふろとか、トイレ掃除するのが大変なのを、私たちがやっているような中で、談話室では碁を打っている人があったりとか、いろいろそういうふうに使われてて、決して、劣悪な環境やとは私らは思ってないんです。それと同時に補助金とかってというのが、本当に、家賃に上乗せしていただけるならともかく、そうでなくて、本当に家賃を下げられるというのであれば、やはり、基本的にあんまり補助金ってというのは、信用していないと言ったら申しわけないんですけど、いつ切られるかわからへんものをそういうふうにあてにして、一旦下げた家賃というのは、なかなか上げられるもんじゃないですよ。やっぱり私たちは、建物を維持して、経営していく、赤字を出して、その入居者の人たちがもうそれこそ、倒産して出てかなあかんいうたら、だれが困るんやろっていうたら、その住んでいる人たちですよ。だから、そういうことはしたくない。そのためには、私たちが、経営努力という意味で、一生懸命やっているわけなんですけれども、なるべく、満室状態というか、多くの人に住んでもらって、家賃をいただいて、みんなが安心して住んでいただけるような、そういうふうにし

たい。それは常に思います。

例えば、補助金にしてみても、いろいろなそれで、枷ってというか、制約がかけられるのであれば、それは困るなど思うんですね。私たち、民間で、それで、零細企業で、何がええとこかといったら、すごく、小回りが効いて、決断が早くて、スピーディやということです。そういう良さを消されるというのは、すごく、困るなって思うんです。

だから、その辺も考えて、いろいろ動いていただけるとありがたいと思います。

○鈴木座長 どうもありがとうございます。

その辺のところをちょっと、また、いろいろ議論しなければいけないと思いますが、西口さんのほうから、補足はありますでしょうか。

○西口さん 山田さん、言われた、多分、いろいろなサポーターハウスでやっているかと思うんですが、私、最初に始めましたサポーターハウス、そのとき、いろんな形で思ったんですが、自分のとこ、私はおはな、尚実さんのところはコスモ、自分のとこの中だけよかったらええんかいと、表出たらやっぱり地域やないかということで、ほんで、こどもの里との交流を始めて、わかくさ保育園、ほんで、萩之茶屋小学校、こどもの里とは、もう、12年目になりますかね、高齢大会みたいな感じで、高齢の日と一緒に遊んだり、食べ物食べたりするんですが、その子どもたち、通っているのが、萩小であったり、わかくさ保育園、ほんで、運動会の設営は先生と入居者の人とか、サポーターハウスのおっちゃんらだけなんですけど、片づけは父兄の方とか、PTAの方、おられるんで、そのときに、自分の子どもたちが机と一緒に年配のおじいちゃん、おばあちゃんが運んでいる。それを見ると、まちで会うと会釈してくれる人とか、子どもたちが声かけてくれる人出てくるんですよ。そうなったら、やっぱり、立ち小便もしにくくなるやろし、その辺、座って酒飲むっていうのも、少なくなってくる。やっぱり、そういう何か、人のつながりというのが広がってくれば広がってくるほど、穏やかな雰囲気のみちになっていくん違うんかな。だから、結局、言いたいのは、穏やかに生活してもらう。その次の段階には、穏やかなまちになっていってくれる。ほんで、結構、子どもたち好きな人多いんで、毎日そういう形で子どもが、ほんまに大きなウエートを占めて、あのまちの活性化、これから先見ていくにしても、子どもたち、それと、こどもの里の子どもたちは夜回りとか、されてるんで、すごい労働者の人であったり、野宿をしている人、こどもの里から紹介でうちに入った人にずっとつながりを持って、話してくれたりするんで、やっぱり子どもたち、その子どもたち、もう十何年もしたら、上の子は高校生とかになっている場合あるんですけど、や

っぱり顔見たら声かけてくれる子、いてるんです。小さい子どもって、僕らもう、高校生になったらわからへんけど、おじいちゃん、おばあちゃん、余り変わらへんので、子どもたちが顔覚えてくれてあいさつしてくれると。やっぱりそんなだけでもかなりの励みになる人って、やっぱりおられるんで、もうちょっと、こういうのが広がって行って、安定できるような形になったらええかな、お金がどうもっていうよりも、ほんまにその辺、人間として、幅広くなってくれたらいいのになと、そういう地域になってくれたらありがたいなと思ってサポーターハウス、続けてます。

○山田（尚）さん 言い忘れてましたけど、介護でいうと、うちなんか、要介護5の人がいてるんですよ。要介護5の人って普通、脳梗塞で病院に入院した後、先生は、もう居宅は無理ですて言いはるんです。でも、その本人さんが、やっぱりこの地域で住みたい、地域には友達もいてるしっていうふうな希望があれば、もう本当に訪問の医療であったり、訪問介護であったり、看護であったり、支援団体の見守りであったり、私たちの見守りであったりということで、やっていけるんですね。

だから、そういう意味でも、できるところって結構あると思います。うちなんかでいうたら、もう本当に介護事業所、10社近く入ってて、1社に限らず、そういう貧困ビジネスで囲い込んでしまうんじゃなくて、透明性っていうの、すごい大切にしていますので、そういう本当に、家族がわりにいろいろ話しするの、介護会社への希望も言ったりとか、できるようにしています。

あと、それから、入居者の方にやっぱり社会とのつながりとか、そういうのをいろいろ考えるに当たって、車いすの人でも旅行に参加してもらおうと思って、そういう1年に1回はそういうバス旅行、計画したりとか、みんな積み立てて、一生懸命積み立てて、楽しみにしてはったりとか、そういうこともあります。

だから、私たち、貧困ビジネスって、いわゆる貧困ビジネスって呼ばれるのと違うっていうところは、本当にいろいろな金銭管理であったり、服薬の支援であったり、いろんなことに一銭も本当にお金をいただいてない。先ほどから、言ってはったように、家賃のみ、家賃と共益費とか、光熱費はいただきますけれども、それだけで、あとは皆さん、自分たちのお金で生活ができるということが違うと思っております。

○鈴木座長 はい、ありがとうございます。

ちょっと、ここから、議論もしたいんですけども、その前に、織田さんのほうから。
○織田委員 サポーターハウスができたときから、いろいろとお手伝いを行い、また一

緒にやってきたというところの発言ですが、救護施設は、それなりに、栄養面を考えた食事の提供、もしくは、いろんな支援ができるというところですが、相部屋というところで、救護施設で介護の支援が難しい。その身体介護が入ってきたときに、十分対応できない。でも、サポーターハウスは個室というところで、今言われたように、介護保険使って、先までずっと支援ができるというところが、メリットです。

だから、釜ヶ崎の中は、救護施設もあって、そういうふうにNPOやいろいろ支援やっている団体さん、もしくは、住居を提供できるオーナーさんと、手を組んでやっているから、精神科の病院、もしくは、いろいろなその辺の退院促進のところ、単身の高齢者を地域に戻すときに、支援体制が整っていますが、ある市なんかで聞いたときに、退院促進をやれということで、どんどん出しているけれども、後の支援ついてないので、結局、また入院しているとのこと。もしくは、どこ行ったかわからないという状況がやっぱり聞かれる。でも、西成にもし来たら、その辺の部分の退院促進のところ、精神の方は、服薬と、睡眠とやっぱり食事、この3つをきっちりやっていったら、結構、しっかりと生活されるんですよね。睡眠、食事というところは、本人さんの部分があると思うのですが、服薬管理、もしくは、通院というところは、やはりだれかが支援につかないと、なかなか1人で管理できるというところは難しいと。だから、そういうふうに見たときに、サポーターハウスさん、もしくは支援団体さんというのは、そこを一生懸命手厚くフォローされている、救護施設も、アパートにかわった後の通所事業というところで、服薬管理をやっている。

先ほどから、お金のつけ方どうしたらいいというところで、今あるところの制度から言えば、救護施設の通所事業、通所事業の中でも、通所訓練と訪問指導と2つあります。通所事業というところは、その施設に行き、いろんなサービスを受けるというところから、これはちょっと、当てはまらないかな。訪問指導というのは、今、金額、ちょっと微妙に変わっているんで、はっきりしないのですけれども、1人に対して、約2万8,000円出ていると思います。それがそのまま、当てはまるかどうかというのは、もっともっと、いろいろ議論が必要と思いますが、でも、救護から退所し居宅に変更した場合、支援の経費は、1人2万8,000円ちょっと出ているというのは1つの目安になると思います。釜ヶ崎には、簡宿からアパートに転業したところは、約60軒で6,000人くらい生活している。ここの支援をどうするかというのはとても大切だと思います。

そこには、サポーターハウスみたいな形の支援というのはなかなかつかないでしょう

し、介護保険のサービスを利用しても、サービスにちょっとばらつきが出てきています、というような話も聞きます。では、このばらつきを、だれが監視するかといっても書類上ではなかなかわからないですよ。

では、支援やるところが、定期的にそここのところへ行くというのは、別に監視ではなくて、本人さんの生活支援の見守りというところで、それだけでも、大分抑制できるのじゃないかなと。そういうふうな仕組みを一つ一つ、丁寧につくっていく、だから、サポーターティブハウスにはどうする。また、違う簡宿から転業した60軒、6,000人のところはどうか、議論が必要です。

前々回、もうちょっと前ですね、前々々回ですかね、看護婦の梅田さん、お呼びしたときも、訪問看護を行っているが、ある程度落ちついたら、訪問指導で大丈夫ですと。だから、訪問看護じゃなくて、もう少し緩やかな見守りで大丈夫ですって言うてたように、そういう次の支援に変更していきながら、周りが全部、いろんな方々が1人じゃなくて、いろんなところが入れるような仕組みですよ。それをやっぱり釜ヶ崎の中でつくっていかないと、それをつくることによって、違う地域の単身高齢者、単身障がい者の方に対して、そういう仕組みを提供していく、1つのモデルケースになるのではないか思うのですけれども。

○鈴木座長 ありがとうございます。

なかなかどういう仕組みをつくるかというのは難しいですね。多分ここでは結論出ないと思うんですけども、非常に問題がクリアになったということで次の議論につなげると、ここでもう、何か、どういうお金の入れ方するかまではとても、議論はできないと思いますので、方向性を議論するというのは、このことなので、どうするかというのは、次の段階でいいと思うんですが、ちょっと、まとめさせていただくと、サポーターティブハウスのご意見はよくわかりました。つまり、はしご外されたくないということですね。住宅扶助を減らして、ケアということをやって、外されたらどうするんだということですよ。けれども、西口さん、おっしゃったように、サポーターティブハウスはそれでいいと思いますし、救護は救護でそういうちゃんとお金もついているわけですけども、そうじゃない部分をどうするかということですよ。かなり手弁当で例えば支援機構なんていうところは相当、もう、厳しい状況にいらっしゃると思うんですけども、そこを、無理にまとめる必要はないと思うんですけども、もうやっぱり、そういうアパートに入っている人の支援もやっているというところにちゃんと、そのやっていることの対価として、お金がつくよう

な体制というのは、つくっていくべきなんじゃないかなと、それをどういうふうどこにお金をつけるかというのは、やっぱりこれから、研究していくということですかね、しばらくかけて。ということかなというふうに思っているんですけど、この辺でいかがでしょうか。大丈夫ですか。

○原委員 どういうんですかね。住宅扶助が張りついているというのは、どんどん減らそうと言っているわけでは別段ないわけで、例えば、たいへん狭くて劣悪な、かつサポートもないというところで、安いところもあるかもしれないけど、4万2,000円のところもあったりするわけですよ。それが同じというのはやっぱり変じゃないかなという意味です。どういうふう基準面積とか設備とかの基準をつくるか、これはどちらかという、建築の専門の方に考えていただいてもいいとは思いますが、やっぱり何か要るんじゃないかと思います。共用スペースは当然、そこで考えないといけないですよ。1人ひとりの寝る部屋の広さだけではなくて、共用スペースの広いほう、しっかりあるほうというのは意味があることですから、そのあたりを配慮しないといけない。サポーターティブハウスの場合で言うと、別途補助金というよりは、住宅扶助の家賃の算定方法の中に、そういう部分を加味して計算できるかという方式かもしれません。それで、減らすところは減らす、積み上げるところは積み上げるということで、厚労省と掛け合うのか。今の4万2,000円というのは大阪市内一律ですよ、一律でいいのかというのものもあるし、そもそも、この金額の根拠は何かということもかかわりますが、住宅扶助の上限設定方法について厚労省と掛け合う余地もあるんじゃないかな。

○鈴木座長 そうですね。

○原委員 いずれにしても、サポーターティブハウスは一部で、今のところ、それ以外のところがいっぱいあるし、福祉マンションもあれば、木造アパートもあるわけです。外からサポートする方式もあれば、施設の中のサポートもあれば、通所・アフターケアみたいな形もあっていい。何らかの形でサポートがみんなにあるという体制をつくるのが大事なかなと思います。

○寺川委員 ハウジングというハードとそれとをどうつなげるかという、やはりそのハードの質の問題や、どこまで認めていくか、それに、サポートと福祉の支援とはどうつけていくかというのはセットだと思うんですね。

だから、この地域でやるのであれば、その点を具体的に、かつ特区としてリアリティのある提案ができたらいと思います。また、既存制度もいろいろあります。例えば住宅建

築系の制度と、福祉系の制度とそれぞればらばらなので、それをこの特区で横につなぐことができないかなということを感じております。

例えば、阪神・淡路大震災後に、L S Aと公営住宅について、ライフサポートアドバイザーというのがついたわけですけど、うまくいったかどうかという点は別として、このような既存制度もあるわけですね。この制度のように、現在は、厚労省と国交省がつながって制度をつくる流れになっているはずなので、そこをもう少し踏み込んでやっていくのが、新しい形かなと思っております。

○水内副座長 次回の、21日のときには、不動産の業界の方にもお話しいただいて、かなりビビットな、住宅事情と家賃のつけ方ということがあらわにされるんじゃないかなと思いますので、その辺、セットにしても、いいんじゃないかなとは思っております。

それと、簡宿については、いわゆる今日はそこから、サポータィブハウスという新しい仕組みが生まれて、そこで日夜、奮闘されているお話があった一方で、もう簡宿が持ち切れんとか、いろんな形で、福祉アパートにまでいかへんというようなところがあって、ここらはどっかで、特区的にやるのであれば、住宅扶助の政策的なコントロールかもしれません。市のほうが簡宿をぼんと借上げて、ここは2万5,000円にしちゃうよとか、そんな形の考えというのも、1つあるのではないかなとはちょっと思ったりもしております。

ただし、借上げですから、ある程度の基準がクリアしないと、不適格建物じゃあかんと思いますけども、ある程度、合法であるという、クリアしている、多少、あることによって、この住宅扶助の1つの、とにかく箱だけ与えるけども、2万5,000円、ハイ、っていうのもありかなとちょっと思ったりもしております。

逆に言ってしまうと、東京都や川崎や神奈川がやっているように、ドヤ保護、つまり簡易宿所に生活保護打てたという前提があったかと思いますが、いわゆる住宅扶助の1.3倍条項というのは、大阪でも適用ができないことはないと思いますし、東京や横浜、川崎は6万9,000円という住宅扶助でやっておりますし、その辺、あえて、またふやすという議論もあんまりしたくはないんですけど、実際やっておりますし、その1.3倍の基準を受けるところは、山谷及び宿泊所というような形での東京都の手打ちというのがありますので、政策的なこともしてしますので、その辺もちょっと考えてもええんかなと思っております。

あと、1点ですけれども、何か今日の話では何か生活保護礼賛みたいな話で、うまく使えって話に、何か勘違いされていると困るんですけども、言いたいことは、生活保護の量がもうべらぼうに多いですよ。べらぼうに多いということを前提に、じゃあ、どう効

率的に使うかというときに、1つは、居宅保護が一番安いということなんです。アパートに住んで生活保護をもらうのが一番安くて、さっきあえて言いませんでしたけれども、救護施設に入っていると、倍以上かかります。救護施設に長くおられると、負担は国庫の負担とっていいのか、大阪市がそう負担しているわけではないんですけども、やはり、負担がかかりますし、更生施設にしても、やっぱり、1.5、6倍くらいの20万円くらいかかりますので、その意味では施設を短期に出られて、ゆっくり過ごされるということは、非常に生活保護の全体から見れば安上がりになるし、サポーターハウスさんなんて、それを、物すごい安い値段でやっておられるので、救護施設も貧困ビジネスというふうに言われる方もおられますと。その辺のバランス、やっぱり病院に行くと、もっとお金がかかりますから、なるべく、12万円という中で、病気も早期発見、入院しない、通院だけで済めば安くなるということなので、生活保護のたくさん、数がある前提の中での効率的な使い方を今日は議論してるという前提を抜いてしまうと、何や、もう生活保護べったりでもう、そこで楽しんでいるんかと言われてしまうと、非常にちょっと、よくないと思いますので、ちょっと一言。

○織田委員 救護施設を守るのではないですが、やっぱり救護施設に入っている人の医療費は少ないんです。理由は、やっぱりきちっと食事と薬を飲んでるから。介護のところも、職員がやっている。トータルで見たら、総費用は変わらない。あと、選択肢の問題ですかね。部屋の大きさ。だから、今、水内先生が言ったように、短期でやったら、やっぱり救護っていうのは絶対魅力的です。

○ありむら委員 私も一言。もう時間がないんですけど。聞いてて、それを言うならば、水内先生、つながりのほうがもっと、というか、要するに安くしようと思えばつながりをつくるということですよ。今日は高齢者になってからのそういう話ですけど、実は私は現役労働者をずっと見てますから、現役労働者のときからどこかとつながっておくことがとても大事なんです。それはサラリーマンが定年退職になってからいきなりの地域デビューができなくて引きこもりになっていくのと全く一緒に、現役労働者の時代からこれだけ地域にあるいろんな団体のどこかとつながっておくということがとても大事です。それなら軟着陸になっていくわけですから。

しかし、ボランティアベースではとても続かないですから、何らかの手を打つ。全国でもボランティアベースで今やっている。それもまた続かないことだから、そのところを何とかすれば支え合いの国になれるということ。それを今、釜ヶ崎でやろうとしているん

だということです。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういうことですよ。

○鈴木座長 よろしいですか。

議論も尽きないところではございますけれども、非常に課題が明確になってきたということで、それ具体的にどう政策に落とししていくかということについては、引き続き、有識者会議とはまた別の場になるかもしれませんが、議論をしていきたいというふうに思います。

それで、すみません、時間がもう過ぎちゃったんですけれども、もう1テーマだけ、ここでぜひやらせていただきたいんですけれども、というか、非常に大きな話なんで、どこまで議論にできるかはわからないんですが、シェルターの問題ですね。大阪市ではシェルターを今、この地区では、2つ持っております、一応、こういう日雇い労働者に対して一時的な宿泊所を提供するというので、大阪市としては事業をやっております。あいりん臨時夜間緊急避難所というか、600、平成12年から始まった。萩之茶屋のほうで440ということでございますけれども、これがその施設としては、5時半に利用券が配布されて6時から翌朝の5時までということで、2段ベッドになっていて、シャワーはありますけれども、15分くらい交代で利用しているということで、この施設があるわけですが、この問題はやっぱり、そろそろいろいろ考えなきゃいけない時期にきているんじゃないかと思います。

まず、プレハブで両方ともやっておりますけれども、建物については、プレハブが長もちするという話もあるんですけれども、でも、やっぱり、そろそろ時期的には限界にきておりますし、それから、環境的にもやはり、いろいろ問題を抱えているということで、建てかえをするかどうかも含めて、そろそろ考え直さなきゃいけない。そして、入っている人たちについても、当初は日雇い労働者で5時半に出て仕事をするということを想定していたわけですが、もう既に恒常的な利用者も多いということでございまして、あいりん総合センターに変わるというのはちょっと、言い過ぎですけれども、ごめんなさい、居場所として、活用をする。そして、もう少しそこにいられるような、5時半に出ていくということではなくて、そういうことを考える余地はあるだろう。そして、まちの環境改善というのは、ちょっと、語弊ありますけれども、利用されている方々の住居の安定ということにもつながっていくということで、中庭って書いていますが、ちょっと、中庭は削除していただいて、そうすると、やっぱり建てかえをして、もう少し環境のいいものにして、同時に居場所ですよ、居場所、談話室とか、そういう形で、居場所づくりを整理してい

くというようなことが必要なんじゃないかというふうに私自身は思っております。

そして、ちょっと、将来的な話になるかもしれませんが、やはり、利用者の人数というのが、だんだん減ってきているということもありますし、それから、特区で野宿の方々に対する、あるいは、日雇いの高齢の方々に対する仕事づくりみたいなことを進めていくということを考えると、将来的には、どちらかの施設を1カ所にまとめて、もう一つをどう利用するかというのは、また、別な話ですけれども、そういうようなことも、考えられるんじゃないかということです。

同時に、ここで議論したいことが、南港の越年事業というのも、そろそろ限界に来ているんじゃないかということでありまして、このシェルターをもう少し改善していくということであれば、例えば、これを、利用して、このまちの中で、越年対策ということをやるといことも考えられますし、そうすることによって、まちにお金も落ちる部分もありますよね。そういう意味でも、まちづくりみたいなことの活用としても、重要である。そして、何よりも、対費用効果として、非常にすぐれているということでありまして、これは以前、まだ、平松市長のころの話なんですけれども、まちの中で、越年対策について提案をされていた時期があるそうです。大体、今、ちょっと正確にはわかりませんが、この時点で1億6,000万円くらい、この越年というのはかかっている、21年度は2億9,000万円、建物の更新時期にもよっても、お金の金額、違うと思いますけれども、それに対して、このまちの中で、ここでは簡宿をむしろ利用するというご提案をされているんですけれども、簡宿を利用する場合、そして、その食費とか、それから、入浴なんかもセットにしても、5,000万円くらいの事業で済むということでありまして、簡宿を利用することについては、ちょっと、議論があるとは思いますが、そのシェルター、新しく建てかえたりするシェルターと組み合わせるようなことを考えて、越年というのも、このまちでやるということも、大きな改善になるんじゃないかなというような気がいたしておりますけれども、なかなかこういう議論をする場がこれまでなかったものですから、ぜひちょっと、もう大分時間過ぎてはいますが、少し、このあたりについて、ご意見がありましたら、コメントをいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○西口さん 越年の件なんです、ケアセンターも閉めて、シェルターも閉めて行くわけですから、わざわざまちであるものを休んで、行っているわけです、それはちょっと、余りにも、もったいないかな。

その割には何か、常設棟を一戸建てたりとかしてるでしょう。減っていくの、目に見えて、何をしたいんか。もう、これ、地域町会でいつも、説明受けるんです。毎年言うてるんですけど減っているのが目に見えて、何でもうちちょっと、地域対策をして、地域の中でできることをわざわざ、遠い所にいって、余計なお金払ってんのかな、いまだに納得は多分、地域町会の人もいってないかと思うんですよ。

○鈴木座長 ほかにいかがでしょうか。

○ありむら委員 ですから、その辺はもう地域住民の方々、町会筋の人たちも支援団体の人たちもとくに気がついていて、去年の12月の（仮称）萩之茶屋まちづくり拡大会議でも、その辺が議論になりました。そんなん、もう時代錯誤も甚だしいと。毎年毎年、3億円くらいかけて、もうそんなん絶対時代には合わないし、税金の無駄遣いだと。労働者のニーズにすら合っていないということで、申し入れをしようとなったんです。ただ、申し入れをする前に、とりあえず、支援団体がどう考えるかということも聞いてからということになりました。そのため結局、時間的に間に合わなかったんですけど。これはもう緊急な課題だと思っていますし、こんなことができないって、これは行政の怠慢そのものだと私は思ってますけど。

○原委員 いや、南港の話は、これはもう建築業者の利権じゃないんですか。大阪市の癒着じゃないですか。

○鈴木座長 これも、大阪市を責めるというよりは、むしろ、もう問題が明らかなので、これは少しまちの中と相談をしながら、このまちで十分引き受けられる話ですので、考えていくべきじゃないかということでしょうかね。

シェルターについては、いかがですか。大体、こういうような方向でよろしいでしょうか。もちろん、やり方だと思うんですけど、建て直すんだったら、どっちかを少し手厚くするとか、要するに建て直している間をどうするのかとか、そういう問題はもちろん、具体的に検討すべきだと思いますけれども、やはり環境としても、そろそろ、建てかえて、居場所づくりみたいなことも、一緒にやるということについてはいかがでしょうかね。

○ありむら委員 もともと、三角公園の南シェルターのほうは2000年にできましたから。覚えてますけど、日本初のシェルターだということで、10月だったっけ、あれは。それから、12年たっているわけで、明らかに耐用年数を超えてるし、住民の皆さんとの話し合いも3回くらいはやっているわけですから。ですから、その次にどういうものを持ってくるかというようなことは、ずっと雰囲気としては、皆に漂ってきてたんですよ。まあ、

今と同じもんじゃだめだろうなど。ステップアップしたもんでないとだめだろうなど。そこまではきているんだけど、そこから話が踏み込んでいかないというところがありました。こういうことを機会に、そこは踏み込まなきゃいけないと思ってます。

ただ、南と北のシェルターでは、どっちをどう使うかというのは微妙な違いがありますよね、西口さんね。住民団体や地域との摩擦度というところでは、南シェルターのほうがやっぱり、周辺とのあつれきというのは高かったりしますし。あと、北シェルターはいりんセンターに近いことが逆にどうなのとか、日雇い対策としては寄り場に近いほうがいいんじゃないとか、いろんな観点から、その辺は考えていかない。

○西口さん 連合がまたがるんで、私、ちょっと、発言ようしないんです。その辺。

でも、言えるのは、シェルターなくても、良いように、どうやったらできるのということも、車の両輪のように考えないと、やっぱり、仕事づくりもあり、住むところも用意できて、生活保護費を1回払ってもらって、そこからやり直してもらおうという手もあるやろうし。だから、やっぱりいつまでも野宿があるよっていうのじゃない。要するにこの会議ってほんまは、10年、20年先のことを考えるなら、やっぱりそのシェルターがない地域を世の中にどうしていくんやという話もなかったらあかんと思うんです。それがもしできるんだったら、公園は公園で使えるようになるやろうし、今、労働センターの周りで、ぎょうさん、いろんな方野宿されている。それもなくなっていくという、シェルターをどうせいというのは僕、どっちかいうたら、今、考えはないんです。

○ありむら委員 全く正論、全く正論です。

○西口さん 発想を用意してもらおうほうが何か余計な金使うだけみたいになまって、越年みたいな結果になっても、もったいないかなという気はするんです。

○水内副座長 僕、シェルターの改善というよりは、これも、東京都とか、横浜っていうのは、ドヤ券とか、もう使っているんですよね。でも、山谷のドヤ券っていうのは、蒲田まで移動せないかんでいうんで、毎日、1泊泊まるだけで蒲田まで行かなあかんのという、羽田の近くまで移動するという、そういう宿泊券を出しているんですね。

ですから、これも、ある種既存のハウジングというのをどう使うかと、簡宿さんでも、結構緊急枠っていうの持っておられる1つの、超短期型かと思うんですね。

ですから、これもやっぱり既存資源という中で、ある種、ちょっと適格性は要すると思うんですけども、そういう既存資源、ハウジングを使うというのもありじゃないかなという感じがします。

そこにもうちょっと、付加価値がつき、しかし、特掃とか、そういうのにも、使えるというような近接性っていうんですかね、というのをちょっと考えたほうが、いいんじゃないかなとは思いますが。

○鈴木座長 よろしいですか。

議論も尽きないところですけど、ここで具体的にこうするというんじゃなくて、やっぱり、方向、問題点も明らかになりましたし、いろいろ、論点も出ましたので、これをもとに、これから詰めていくというか、具体化をどうするかということ、していただく出発点みたいな、そういう今日は議論の場だというふうに思っております。

非常に長時間、おつき合いをいただきまして、本当にありがとうございます。ゲストスピーカーの皆様も本当にありがとうございました。事務局、一般傍聴の方々、本当にどうもありがとうございました。

それでは、これで、今回の会議を終わりたいと思います。

○事務局 どうもありがとうございました。

次回は来週火曜日、8月21日6時から4階にて行います。また、8月27日の月曜日には西成特区構想を考えるシンポジウムを西成区民センターで開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。